

3 区政関係諸規程

○堺市区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び分掌事務を定める条例

平成17年12月22日

条例第57号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第1項及び第2項の規定に基づき、区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び分掌事務に関し必要な事項を定める。

(区の設置)

第2条 本市の区域を分けて、次の区を設ける。

堺区

中区

東区

西区

南区

北区

美原区

2 前項の区の区域は、次のとおりとする。

区名	区域
堺区	遠里小野町各丁、砂道町各丁、高須町各丁、北清水町各丁、南清水町各丁、錦綾町各丁、北庄町各丁、南庄町各丁、香ヶ丘町各丁、今池町各丁、浅香山町各丁、北向陽町各丁、中向陽町各丁、南向陽町各丁、北花田口町各丁、南花田口町各丁、北瓦町各丁、中瓦町各丁、南瓦町、北田出井町各丁、中田出井町各丁、南田出井町各丁、田出井町、東雲西町各丁、北三国ヶ丘町各丁、中三国ヶ丘町各丁、南三国ヶ丘町各丁、七道東町、七道西町、並松町、北旅籠町東各丁、北旅籠町西各丁、桜之町東各丁、桜之町西各丁、綾之町東各丁、綾之町西各丁、錦之町東各丁、錦之町西各丁、柳之町東各丁、柳之町西各丁、九間町東各丁、九間町西各丁、神明町東各丁、神明町西各丁、宿屋町東各丁、宿屋町西各丁、材木町東各

	<p>丁、材木町西各丁、車之町東各丁、車之町西各丁、櫛屋町東各丁、櫛屋町西1丁、戎之町東各丁、戎之町西各丁、熊野町東各丁、熊野町西各丁、市之町東各丁、市之町西各丁、甲斐町東各丁、甲斐町西各丁、大町東各丁、大町西各丁、宿院町東各丁、宿院町西各丁、中之町東各丁、中之町西各丁、寺地町東各丁、寺地町西各丁、少林寺町東各丁、少林寺町西各丁、新在家町東各丁、新在家町西各丁、南旅籠町東各丁、南旅籠町西各丁、南半町東各丁、南半町西各丁、戎島町各丁、北波止町、栄橋町各丁、竜神橋町各丁、住吉橋町各丁、大浜北町各丁、大浜中町各丁、大浜南町各丁、大浜西町、神南辺町各丁、海山町各丁、山本町各丁、三宝町各丁、鉄砲町、南島町各丁、松屋町各丁、松屋大和川通各丁、緑町各丁、大仙町、大仙中町、大仙西町各丁、榎元町各丁、向陵東町各丁、向陵中町各丁、向陵西町各丁、北安井町、中安井町各丁、南安井町各丁、翁橋町各丁、新町、三国ヶ丘御幸通、東湊町各丁、西湊町各丁、御陵通、神保通、旭通、京町通、文珠橋通、八千代通、幸通、一条通、二条通、三条通、四条通、五条通、六条通、七条通、陵西通、中永山園、東永山園、西永山園、北丸保園、南丸保園、賑町各丁、協和町各丁、高砂町各丁、老松町各丁、昭和通各丁、菅原通各丁、春日通各丁、八幡通各丁、楠町各丁、柏木町各丁、神石市之町、石津町各丁、石津北町、百舌鳥夕雲町各丁、東上野芝町1丁、旭ヶ丘北町各丁、旭ヶ丘中町各丁、旭ヶ丘南町各丁、緑ヶ丘北町各丁、緑ヶ丘中町各丁、緑ヶ丘南町各丁、南陵町各丁、霞ヶ丘町各丁、出島町各丁、出島海岸通各丁、出島浜通、出島西町、塩浜町、築港南町、築港八幡町、永代町各丁、五月町、北半町東、北半町西、匠町</p>
中区	<p>学園町、毛穴町、八田寺町（40—1～3を除く。）、堀上町、八田北町、八田南之町、八田西町各丁、深井北町、深井中町、深井東町、深井清水町、深井水池町、深井沢町、深井畑山町、土塔町、土師町各丁、大野芝町、新家町、檜葉、小阪、東八田、平井、伏尾、東山、陶器北、見野山、上之、福田、田園、辻之、深阪、深阪各丁、宮園町、小阪西町、高蔵寺</p>
東区	<p>菩提町各丁、野尻町、石原町各丁、八下町各丁、引野町各丁、日置荘西町各丁、日置荘北町、日置荘北町各丁、日置荘原寺町、日置荘田中町、</p>

	北野田、南野田、高松、丈六、西野、関茶屋、中茶屋、草尾、大美野、白鷺町各丁
西区	石津ヶ丘、北条町各丁、浜寺船尾町東各丁、浜寺船尾町西各丁、浜寺諏訪森町東各丁、浜寺諏訪森町中各丁、浜寺諏訪森町西各丁、浜寺石津町東各丁、浜寺石津町中各丁、浜寺石津町西各丁、浜寺南町各丁、浜寺元町各丁、浜寺昭和町各丁、浜寺公園町各丁、石津西町、築港新町各丁、築港浜寺町、築港浜寺西町、鳳北町各丁、鳳南町各丁、鳳東町各丁、鳳西町各丁、鳳中町各丁、平岡町、堀上緑町各丁、八田寺町（40—1～3）、津久野町各丁、下田町、神野町各丁、鶴田町、上野芝町各丁、上野芝向ヶ丘町各丁、宮下町、家原寺町各丁、上、太平寺（南区の区域を除く。）、草部、小代（292—1）、原田、菱木各丁、山田各丁
南区	片蔵、豊田、泉田中、梅、富蔵、釜室、畑、逆瀬川、鉢ヶ峯寺、大庭寺、小代（292—1を除く。）、太平寺（508—5、696—2～5、724—1・3、725—1、726—1、727、728、728—1、729、730、731、732、733—1・2、735、786—3）、稲葉各丁、高尾各丁、三木閉、野々井、美木多上、檜尾、大森、別所、宮山台各丁、竹城台各丁、若松台各丁、茶山台各丁、三原台各丁、高倉台各丁、晴美台各丁、槇塚台各丁、和田、岩室、土佐屋台、深阪南、和田東、桃山台各丁、原山台各丁、庭代台各丁、御池台各丁、赤坂台各丁、鴨谷台各丁、城山台各丁、新檜尾台各丁
北区	中百舌鳥町各丁、百舌鳥梅北町各丁、百舌鳥梅町各丁、百舌鳥本町各丁、東上野芝町2丁、百舌鳥陵南町各丁、百舌鳥赤畑町各丁、百舌鳥西之町各丁、金岡町、長曾根町、黒土町、大豆塚町各丁、新堀町各丁、船堂町各丁、北花田町各丁、奥本町各丁、常磐町各丁、東浅香山町各丁、宮本町、北長尾町各丁、中長尾町各丁、南長尾町各丁、蔵前町各丁、野遠町、中村町、南花田町、八下北、新金岡町各丁、東雲東町各丁、東三国ヶ丘町各丁
美原区	阿弥、石原、今井、大饗、北余部、北余部西各丁目、黒山、小寺、小平尾、さつき野西各丁目、さつき野東各丁目、真福寺、菅生、青南台各丁目、太井、大保、多治井、丹上、丹南、平尾、菩提、南余部、南余部西各丁目、木材通各丁目

(区の事務所の名称、位置及び所管区域)

第3条 前条第1項の区に置く事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
堺市堺区役所	堺市堺区南瓦町3番1号	堺区の区域
堺市中区役所	堺市中区深井沢町2470番地7	中区の区域
堺市東区役所	堺市東区日置荘原寺町195番地1	東区の区域
堺市西区役所	堺市西区鳳東町6丁600番地	西区の区域
堺市南区役所	堺市南区桃山台1丁1番1号	南区の区域
堺市北区役所	堺市北区新金岡町5丁1番4号	北区の区域
堺市美原区役所	堺市美原区黒山167番地1	美原区の区域

(区の事務所の分掌事務)

第4条 前条に規定する区の事務所が分掌する事務は、所管区域内における次の事項とする。

- (1) まちづくりに関する事項
- (2) 区民生活に関する事項
- (3) 社会福祉に関する事項
- (4) 医療保険、介護保険及び国民年金に関する事項
- (5) 保健衛生に関する事項
- (6) 子育て支援に関する事項
- (7) その他区民に身近な行政サービスに関する事項

附 則 略

○堺市事務分掌規則 抜粋

昭和47年4月1日

規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、市長及び会計管理者の権限に属する事務を処理するために必要な組織、分掌事務その他事務分担等について必要な事項を定める。

(本庁)

第2条 堺市事務分掌条例(昭和47年条例第8号)第3条の規定に基づく内部組織は、別表第1のとおりとし、当該組織ごとの分掌事務は、おおむね同表に定めるとおりとする。

2 別表第1に定める組織のうち、次に掲げるものは、臨時又は特別の事務事業を処理させるための組織とする。

- (1) 脱炭素先行地域推進室
- (2) 子どもの未来応援室
- (3) いじめ不登校対策支援室
- (4) イノベーション投資促進室
- (5) 都市景観室
- (6) 大仙西地区整備室

3 地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第5項の規定に基づく会計管理者の補助組織は、別表第2のとおりとし、当該組織ごとの分掌事務は、おおむね同表に定めるとおりとする。

4 内部組織の分掌事務において「局の総合調整」、「公室の総合調整」、「管理室の総合調整」又は「推進室の総合調整」とは、おおむね次の各号に掲げる事務とする。ただし、当該各号に掲げる事務の一部を同一の局内(市長公室にあっては公室内を、危機管理室にあっては管理室内を、ICTイノベーション推進室及び泉北ニューデザイン推進室にあっては推進室内をいう。以下この項において同じ。)において別に定めるときは、当該一部の事務を除いたものとする。

- (1) 局内の予算、決算その他財務に関すること。
- (2) 局内職員の人事、給与、服務及び研修に関すること。
- (3) 局内の組織、員数及び財務についての各部及び関係部局との調整に関すること。
- (4) 局(市長公室にあっては公室を、危機管理室にあっては管理室を、ICTイノベーション推進室及び泉北ニューデザイン推進室にあっては推進室をいう。以下この項において

同じ。)の基本的な政策の立案及び政策企画部との連絡調整に関すること。

- (5) 局内の重要事務事業の進行状況の把握に関すること。
- (6) 局長（市長公室にあつては公室長を、危機管理室にあつては危機管理監を、ICTイノベーション推進室にあつてはICTイノベーション推進監を、泉北ニューデザイン推進室にあつては泉北ニューデザイン推進監をいう。以下この項において同じ。）の指定する事務事業の実施状況の把握に関すること。
- (7) 局の所管事務に係る情報の収集及び分析に関すること。
- (8) 局長の補佐に係る企画及び調整に関すること。
- (9) 局長に対する資料の提供に関すること。
- (10) 局内の重要文書の審査に関すること。
- (11) 局内の事務及び事業の改善の総括に関すること。
- (12) 局内の広報及び広聴の総括に関すること。
- (13) 局内の危機管理の総括に関すること。
- (14) 局内の課相互間の調整に関すること。

(区役所)

第3条 区役所の組織は、別表第3のとおりとし、当該組織ごとの分掌事務は、おおむね同表に定めるとおりとする。

2 別表第3に定める組織のうち、次に掲げるものは、臨時又は特別の事務事業を処理させるための組織とする。

- (1) 防災推進室
- (2) 深井駅周辺地域活性化推進室
- (3) 政策推進室
- (4) 区政企画室
- (5) 新金岡地区活性化推進室

3 第1項に定めるもののほか、区役所に属する施設その他の事業所（以下この条において「センター」という。）は、必要に応じて次に掲げる事務を分掌する。

- (1) センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (2) 諸報告及び統計に関すること。

4 センターの所管は、次のとおりとする。

名称	所管
泉ヶ丘市民センター	南区役所
新金岡市民センター	北区役所
保健福祉総合センター	区役所
保健センター	区役所 保健福祉総合センター

5 別表第3に定める組織のうち、保健福祉総合センターは、こども家庭センター（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2第1項のこども家庭センターをいう。第8条第3項において同じ。）とする。

（事業所）

第4条 局（市長公室を含む。第7条第1項及び第5項において同じ。）に属する施設その他の事業所（以下「事業所」という。）の名称及び位置は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。

名称	位置
堺市東京事務所	東京都千代田区平河町
堺市クリーンセンター	堺市東区石原町1丁
東工場	
浄化ステーション	堺市西区草部
堺市環境事業所	堺市南区赤坂台5丁
堺市動物指導センター	堺市堺区東雲西町1丁
堺市生活衛生センター	堺市南区原山台1丁
堺市一時保護所	堺市堺区東湊町6丁
堺市港湾事務所	堺市西区石津西町
堺市西部地域整備事務所	堺市堺区南田出井町1丁
堺市北部地域整備事務所	堺市北区新金岡町4丁
堺市南部地域整備事務所	堺市南区茶山台1丁
堺市自転車対策事務所	堺市堺区向陵東町1丁
堺市大浜公園事務所	堺市堺区大浜北町4丁
堺市大仙公園事務所	堺市堺区東上野芝町1丁
堺市原池公園事務所	堺市中区八田寺町

堺市泉ヶ丘公園事務所	堺市南区若松台2丁
------------	-----------

2 事業所の所管は、次のとおりとする。

名称	所管
東京事務所	市長公室
市税事務所	財政局 税務部
消費生活センター	市民人権局 市民生活部
公民館	市民人権局 市民生活部
平和と人権資料館	市民人権局 ダイバーシティ推進部
博物館	文化観光局 歴史遺産活用部
クリーンセンター	環境局 環境事業部
東工場	環境局 環境事業部 クリーンセンター
浄化ステーション	環境局 環境事業部 クリーンセンター
環境事業所	環境局 環境事業部 クリーンセンター
障害者更生相談所	健康福祉局 障害福祉部
斎場	健康福祉局 健康部
こころの健康センター	健康福祉局 健康部
衛生研究所	健康福祉局 健康部
保健所	健康福祉局
動物指導センター	健康福祉局 保健所
生活衛生センター	健康福祉局 保健所
こども園	子ども青少年局 子育て支援部
子ども相談所	子ども青少年局 子ども青少年育成部
一時保護所	子ども青少年局 子ども相談所
港湾事務所	産業振興局 産業戦略部
地域整備事務所	建設局 土木部
自転車対策事務所	建設局 サイクルシティ推進部
公園事務所	建設局 公園緑地部

3 地域整備事務所の所管区域は、次のとおりとし、公園事務所の所管区域は、告示により

定める。

名称	所管区域
西部地域整備事務所	堺区及び西区の区域
北部地域整備事務所	東区、北区及び美原区の区域
南部地域整備事務所	中区及び南区の区域

4 事業所の組織は、別表第4のとおりとし、当該組織ごとの分掌事務は、おおむね同表に定めるとおりとする。

5 前項に定めるもののほか、事業所は、必要に応じて次に掲げる事務を分掌する。

(1) 事業所の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(2) 諸報告及び統計に関すること。

(顧問等)

第5条 市行政に係る特に重要な事項で高度の学識経験その他知識経験を要する専門的事項について意見を聴くため、顧問を置くことができる。

2 市行政に係る特に重要な事項について意見を聴くため参与を、特定の重要事業について意見を聴くため担当参与を置くことができる。

3 建設行政に係る企画及び調整の事務（交通政策監が置かれる場合には、都市交通に係るものを除く。）を掌理させるため、技監を置くことができる。

4 都市交通その他の建設行政に係る企画及び調整の事務（技監が置かれる場合には、都市交通に係るものに限る。）を掌理させるため、交通政策監を置くことができる。

(技監等の職務)

第6条 技監及び交通政策監は、所掌事務を処理するに当たり、関係職員を指揮監督する。

(危機管理監)

第6条の2 危機管理に係る企画及び調整並びに危機事象の発生時における総合調整に係る事務を掌理させるため、危機管理監を置く。

2 危機管理監は、上司の命を受けて、危機管理に関する事務を統括し、当該事務を処理するため、危機管理室に属する職員を指揮監督するとともに、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、関係局長その他の職員を指揮監督し、及び所要の総合調整を行う。

(ICTイノベーション推進監)

第6条の3 ICTの活用に係る企画及び調整の事務を掌理させるため、ICTイノベーション推進監を置く。

2 ICTイノベーション推進監は、上司の命を受けて、ICTの活用に係る事務を統括し、当

該事務を処理するため、ICTイノベーション推進室に属する職員を指揮監督する。

(泉北ニューデザイン推進監)

第6条の4 泉北ニュータウン地域に係る企画及び調整の事務を掌理させるため、泉北ニューデザイン推進監を置く。

2 泉北ニューデザイン推進監は、上司の命を受けて、泉北ニュータウン地域の計画並びに企画及び調整に関する事務を統括し、当該事務を処理するため、泉北ニューデザイン推進室に属する職員を指揮監督する。

(内部組織の長等)

第7条 局に局長(市長公室にあつては公室長とする。以下同じ。)を、部に部長を、室に室長を、課に課長を、係に係長を置く。

2 前項に定めるもののほか、別表第5に定めるところにより担当局長を、別表第6に定めるところにより担当課長を置く。

3 市民人権局に、ダイバーシティの推進に係る企画及び調整の事務を掌理させるため、ダイバーシティ推進監を置く。

4 区役所に副区長(南区役所にあつては、副区長2人)を、保健福祉総合センター、市民センター、保健センター及び事業所に所長(平和と人権資料館及び博物館にあつては館長と、東工場及び斎場にあつては場長と、こども園にあつては園長とする。)を置く。

5 局及び区役所に理事、部理事、副理事、参事、総括参事役、参事役、主幹、主査又は副主査を置くことができる。

6 市長公室に、市の政策に係る企画及び調整の事務を掌理させるため、政策調整監を置くことができる。

7 部に部理事、副理事、幼保総括参事(子育て支援部に限る。)、参事、総括参事役、参事役、主幹、主査又は副主査を置くことができる。

8 室(危機管理室、ICTイノベーション推進室、泉北ニューデザイン推進室及び会計室に限る。)に室次長(貿易大臣会合協力室に限る。)、次長(会計室に限る。)、部理事、副理事、参事、総括参事役、参事役、主幹、主査又は副主査を置くことができる。

9 保健福祉総合センター、東京事務所、市税事務所、保健所、博物館及び子ども相談所に次長(東京事務所、保健所及び子ども相談所に限る。)、副館長(博物館に限る。)、部理事、副理事、参事、総括参事役、参事役、医長(保健所に限る。)、主幹、主査、副主査又は研究員(博物館に限る。)を置くことができる。

10 課に参事、特別参事役(危機管理課に限る。)、総括参事役、参事役、医長(健康部

内及び保健所内に限る。)、課長補佐、主幹、主査又は副主査を置くことができる。

- 1 1 室(危機管理室、ICTイノベーション推進室、泉北ニューデザイン推進室及び会計室を除く。)に参事、総括参事役、参事役、主幹、主査又は副主査を置くことができる。
- 1 2 市民センター、保健センター及び事業所(東京事務所、市税事務所、保健所、博物館及び子ども相談所を除く。)に所長代理(保健センター及びこころの健康センターにあつては所次長と、衛生研究所にあつては次長と、平和と人権資料館にあつては館長代理と、東工場及び斎場にあつては場長代理と、こども園にあつては副園長とする。)、参事、総括参事役、参事役、医長(保健センター、こころの健康センター及び衛生研究所に限る。)、主幹、総括研究員(衛生研究所に限る。)、主査、主任研究員(衛生研究所に限る。)、主任保育教諭(こども園に限る。)、副主査又は副主任研究員(衛生研究所に限る。)を置くことができる。
- 1 3 前各項に定めるもののほか、その他必要な職員を置くことができる。
- 1 4 別表第1に定める健康医療政策課、健康推進課、精神保健課及び子ども育成課、別表第3に定める保健センター並びに別表第4に定めるこころの健康センターに所属する職員は、辞令を用いることなく別表第4に定める保健所の職員の職を兼ねるものとする。
- 1 5 保健所長に事故があるとき、又は保健所長が欠けたときは、その職務代理者を置くことができる。

(内部組織の長等の職務)

第8条 局長、担当局長、区長、部長、課長、担当課長、室長、所長、館長、場長、主幹(グループのリーダーとして課長が指名する者に限る。)、係長及び主査(グループのリーダーとして課長が指名する者に限る。)は、各々上司の命を受けて所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 前項に定めるもののほか、区長は、区役所業務の円滑な推進を図るため、常に関係部局との連絡調整に努めなければならない。
- 3 第1項に定めるもののほか、保健福祉総合センター所長は、こども家庭センター長としてこども家庭センターに係る業務を処理する。
- 4 ダイバーシティ推進監は、上司の命を受けて、ダイバーシティの推進に関する事務を統括し、当該事務を処理するため、ダイバーシティ推進部に属する職員を指揮監督する。
- 5 副区長は区長を、副館長は館長を、次長は所長(会計室にあつては室長)を、課長補佐は課長を、所長代理は所長を、所次長は所長を、場長代理は場長を、館長代理は館長を、副園長(副園長を置かないこども園にあつては主任保育教諭とする。)は園長をそれぞれ

補佐し、所属職員を指揮監督する。

- 6 政策調整監、理事、部理事、副理事、幼保総括参事、参事、特別参事役、総括参事役、参事役、医長、主幹（第1項に規定する者を除く。）、総括研究員、主任研究員及び主任保育教諭は、上司の命を受けて所管事務を掌理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。
- 7 主査（第1項に規定する者を除く。）は、係長と連携して係の事務を掌理し、又は上司の命を受けて所管事務を掌理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。
- 8 副主査及び副主任研究員は、上司の命を受けて担当事務を処理し、関係職員があるときは、当該職員を指導する。
- 9 前各項に定める職員以外の職員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

（事務分担）

第9条 課長その他これに相当する職にある者は、所属職員の事務分担を定め、上司に報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。

（委員）

第10条 臨時又は特別の事務で市長が必要と認めるときは、特に委員を設けて、審議させ、又は処理させることがある。

（補則）

第11条 この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則 略

別表第1から第2 略

別表第3（第3条関係）

企画総務課（西区役所及び南区役所を除く。）

- (1) 区選挙管理委員会との連絡調整に関すること。

総務係

- (1) 区役所の庶務に関すること。
- (2) 区役所の予算、決算その他財務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 区役所の人事に係る調整に関すること。
- (4) 区役所の分掌事務の総合調整に関すること。
- (5) 庁舎（併設施設を含む。）の維持管理に関すること（堺区役所を除く。）。

- (6) 区役所職員の健康管理に関すること（堺区役所を除く。）。
- (7) 所管に係る公用自動車の管理に関すること（堺区役所を除く。）。
- (8) 区役所の事務改善の推進に関すること。
- (9) 区災害対策本部に関すること（堺区役所及び東区役所を除く。）。
- (10) 現地国民保護対策本部及び現地緊急対処事態対策本部に関すること（堺区役所及び東区役所を除く。）。
- (11) 美原区役所指定管理者候補者選定委員会に関すること（美原区役所に限る。）。
- (12) 本庁各部局との連絡調整に関すること。
- (13) 所管区域内に設置された本市の他の事業所等との連絡調整に関すること（別に定めのあるものを除く。）。
- (14) さつき野コミュニティセンターの管理運営に係る指導及び監督に関すること（美原区役所に限る。）。
- (15) 市民センターとの連絡調整に関すること（北区役所に限る。）。
- (16) 他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。

企画係

- (1) 地域の主要施策に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 区の基本的な計画に関すること。
- (3) 区政策会議に関すること。
- (4) 所管区域の整備に係る企画、総合調整及び推進に関すること（都市整備部の所管に属するものを除く。）（美原区役所に限る。）。
- (5) 課の所管に係る公共施設等特別整備基金の管理に関すること（美原区役所に限る。）。
- (6) 区に関連する施策に係る本庁各部局との調整に関すること。
- (7) 調査統計に関すること。
- (8) 広報及び広聴に関すること。
- (9) 市民相談に関すること。
- (10) 教育相談並びに就学相談及びこれに係る就学事務に関すること。
- (11) 就学援助及び奨学金の受付等に関すること。
- (12) 市政情報コーナーに関すること（堺区役所を除く。）。
- (13) 区民活動支援コーナーに関すること（新金岡市民センターの所管に属するものを除く。）（北区役所に限る。）。

(14) 区民プラザに関すること（美原区役所に限る。）。

(15) 人権啓発に関すること。

総務課（西区役所及び南区役所に限る。）

(1) 区選挙管理委員会との連絡調整に関すること。

(2) 所管区域内のスマートシティの推進に関すること（南区役所に限り、他の所管に属するものを除く。）。

総務係

(1) 区役所の庶務に関すること。

(2) 区役所の予算、決算その他財務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 区役所の人事に係る調整に関すること。

(4) 区役所の分掌事務の総合調整に関すること。

(5) 庁舎（併設施設を含む。）の維持管理に関すること。

(6) 区役所職員の健康管理に関すること。

(7) 所管に係る公用自動車の管理に関すること。

(8) 区役所の事務改善の推進に関すること。

(9) 区災害対策本部に関すること（西区役所に限る。）。

(10) 現地国民保護対策本部及び現地緊急対処事態対策本部に関すること（西区役所に限る。）。

(11) 調査統計に関すること（西区役所に限る。）。

(12) 広聴に関すること（西区役所に限る。）。

(13) 広報及び広聴に関すること（南区役所に限る。）。

(14) 市民相談に関すること。

(15) 教育相談並びに就学相談及びこれに係る就学事務に関すること（西区役所に限る。）。

(16) 就学援助及び奨学金の受付等に関すること（西区役所に限る。）。

(17) 市政情報コーナーに関すること（南区役所に限る。）。

(18) 人権啓発に関すること。

(19) 本庁各部局との連絡調整に関すること（南区役所にあつては、他の所管に属するものを除く。）。

(20) 所管区域内に設置された本市の他の事業所等との連絡調整に関すること（別に定めのあるものを除く。）。

(21) 市民センターとの連絡調整に関すること（南区役所に限る。）。

(22) 他の課の所管に属しないこと。

政策推進室（西区役所に限る。）

(1) 区選挙管理委員会との連携に関すること。

(2) 地域の主要施策に係る企画及び調整に関すること。

(3) 区の基本的な計画に関すること。

(4) 区政策会議に関すること。

(5) 区の政策の推進に関すること。

(6) 区に関連する施策に係る本庁各部局との調整に関すること。

(7) 広報（区広報紙の編集及び発行に係るものを除く。）に関すること。

(8) 市政情報コーナーに関すること。

区政企画室（南区役所に限る。）

(1) 区選挙管理委員会との連携に関すること。

(2) 地域の主要施策に係る企画及び調整に関すること。

(3) 区の基本的な計画に関すること。

(4) 区政策会議に関すること。

(5) 区に関連する施策に係る本庁各部局との調整に関すること。

(6) 調査統計に関すること。

(7) 教育委員会事務局との連携に関すること。

(8) 教育相談並びに就学相談及びこれに係る就学事務に関すること。

(9) 就学援助及び奨学金の受付等に関すること。

(10) スマート区役所の推進に関すること。

(11) 所管区域内のスマートシティに係る関係機関及び関係部局との連絡調整に関すること。

深井駅周辺地域活性化推進室（中区役所に限る。）

(1) 深井駅周辺地域活性化事業に係る施策の企画及び推進に関すること。

(2) 深井駅周辺地域活性化事業に係る関係機関及び関係部局との連絡調整に関すること。

(3) 水賀池公園活用等事業者等選定委員会に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、深井駅周辺地域活性化事業の推進に関すること。

新金岡地区活性化推進室（北区役所に限る。）

- (1) 新金岡地区活性化推進事業に係る施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 新金岡地区活性化推進事業に係る関係機関及び関係部局との連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、新金岡地区活性化推進事業の推進に関すること。

泉ヶ丘市民センター・新金岡市民センター

- (1) センターの各施設との連絡調整に関すること。
- (2) センターの各施設の使用状況その他情報収集に関すること。
- (3) センターの老人集会所及び障害者集会所の使用許可に関すること。
- (4) 区民活動支援コーナーに係る徴収金の収納に関すること（新金岡市民センターに限る。）。

自治推進課

- (1) 区選挙管理委員会との連携に関すること（南区役所に限る。）。
- (2) 区災害対策本部との連携に関すること（美原区役所に限る。）。

自治安全係（南区役所及び美原区役所に限る。）

- (1) 地域コミュニティの醸成に関すること。
- (2) 自治会活動に対する支援に関すること。
- (3) 地域会館の整備に関すること。
- (4) 認可地縁団体の規約の変更等に係る認可等に関すること。
- (5) 公有財産等の貸付及び管理に関すること。
- (6) 地域団体との連絡調整に関すること。
- (7) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関すること。
- (8) 災害救助等の災害対応に関すること（南区役所にあつては地域共創係の所管に属するものを、美原区役所にあつては企画総務課の所管に属するものを除く。）。
- (9) 区災害対策本部に関すること（南区役所に限る。）。
- (10) 現地国民保護対策本部及び現地緊急対処事態対策本部に関すること（南区役所に限る。）。
- (11) 防災活動に関する相談及び支援並びに防災意識の啓発に関すること。
- (12) 自主防災組織の活動に対する支援に関すること。
- (13) 所管区域内の地域の防犯に関すること。
- (14) 有価物集団回収報償金の交付に関すること。

- (15) 日本赤十字社の地区の運営に関する事。
- (16) 献血事業に関する事。
- (17) 地域の環境美化に関する事（南区役所を除く。）。
- (18) 課内の他の係の所管に属しない事。

地域協働係（美原区役所に限る。）

- (1) 地域活動の振興に関する事。
- (2) 住民の発意に基づく地域のまちづくり活動の相談及び支援並びに啓発に関する事。
- (3) 住民の発意に基づく地域のまちづくり活動の支援に係る関係機関及び関係部局との調整に関する事。
- (4) 青少年の健全育成に関する事。
- (5) 成人の日の行事に関する事。
- (6) 文化及びスポーツの振興に関する事。

自治協働係（南区役所及び美原区役所を除く。）

- (1) 地域コミュニティの醸成に関する事。
- (2) 自治会活動に対する支援に関する事。
- (3) 地域会館の整備に関する事。
- (4) 認可地縁団体の規約の変更等に係る認可等に関する事。
- (5) 公有財産等の貸付及び管理に関する事。
- (6) 地域団体との連絡調整に関する事。
- (7) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する事（堺区役所を除く。）。
- (8) 災害救助等の災害対応に関する事（堺区役所にあつては火災対応に限り、中区役所及び北区役所にあつては企画総務課の所管に属するものを、西区役所にあつては総務課の所管に属するものを除く。）。
- (9) 区災害対策本部に関する事（東区役所に限る。）。
- (10) 現地国民保護対策本部及び現地緊急対処事態対策本部に関する事（東区役所に限る。）。
- (11) 防災活動に関する相談及び支援並びに防災意識の啓発に関する事（堺区役所を除く。）。
- (12) 自主防災組織の活動に対する支援に関する事（堺区役所を除く。）。

- (13) 所管区域内の地域の防犯に関する事。
- (14) 有価物集団回収報償金の交付に関する事。
- (15) 日本赤十字社の地区の運営に関する事。
- (16) 献血事業に関する事。
- (17) 地域活動の振興に関する事。
- (18) 区民プラザに関する事（中区役所に限る。）。
- (19) 住民の発意に基づく地域のまちづくり活動の相談及び支援並びに啓発に関する事。
- (20) 住民の発意に基づく地域のまちづくり活動の支援に係る関係機関及び関係部局との調整に関する事。
- (21) 青少年の健全育成に関する事。
- (22) 成人の日の行事に関する事。
- (23) 文化及びスポーツの振興に関する事。
- (24) 地域の環境美化に関する事。

地域共創係（南区役所に限る。）

- (1) 地域活動の振興に関する事。
- (2) 区民プラザに関する事。
- (3) 住民の発意に基づく地域のまちづくり活動の相談及び支援並びに啓発に関する事。
- (4) 住民の発意に基づく地域のまちづくり活動の支援に係る関係機関及び関係部局との調整に関する事。
- (5) 泉北ニュータウンの地域の活性化に係る企画及び調整に関する事（泉北ニューデザイン推進室の所管に属するものを除く。）。
- (6) 青少年の健全育成に関する事。
- (7) 成人の日の行事に関する事。
- (8) 文化及びスポーツの振興に関する事。
- (9) 地域の環境美化に関する事。
- (10) 災害救助等の住民支援に関する事。
- (11) 区災害対策本部との連携に関する事。

防災推進室（堺区役所に限る。）

- (1) 区災害対策本部に関する事。

- (2) 現地国民保護対策本部及び現地緊急対処事態対策本部に関すること。
- (3) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関すること。
- (4) 災害救助等の災害対応に関すること（自治推進課の所管に属するものを除く。）。
- (5) 防災活動に関する相談及び支援並びに防災意識の啓発に関すること。
- (6) 自主防災組織の活動に対する支援に関すること。

市民課

- (1) 現金及び有価証券の出納及び保管並びにこれらの記録管理に関すること。
- (2) 一般旅券の発給等に関すること（堺区役所に限る。）。

管理係（堺区役所に限る。）

- (1) 旅券事務の実施に係る調整に関すること。
- (2) 課内の他の係の所管に属しないこと。

住民登録係（堺区役所、中区役所、南区役所及び北区役所に限る。）

- (1) 住民基本台帳に関すること。
- (2) 通知カード及び個人番号カードに関すること。
- (3) 出入国管理に係る中長期の在留等の届出等に関すること。
- (4) 印鑑登録に関すること。
- (5) 就学事務に関すること。
- (6) 住居表示の付番に関すること。
- (7) 課内の他の係の所管に属しないこと（堺区役所を除く。）。

証明係（堺区役所、中区役所、南区役所及び北区役所に限る。）

- (1) 戸籍に係る証明書の交付に関すること。
- (2) 住民票の写し等及び印鑑登録証明書の交付に関すること。
- (3) 市税に係る証明書の交付に関すること。
- (4) 郵便請求による証明書の交付に関すること。
- (5) 住居表示又は町名改称に係る証明書の交付に関すること。
- (6) 自動車の臨時運行に関すること。

登録証明係（東区役所、西区役所及び美原区役所に限る。）

- (1) 住民基本台帳に関すること。
- (2) 通知カード及び個人番号カードに関すること。

- (3) 出入国管理に係る中長期の在留等の届出等に関する事。
- (4) 印鑑登録に関する事。
- (5) 就学事務に関する事。
- (6) 住居表示の付番に関する事。
- (7) 戸籍に係る証明書の交付に関する事。
- (8) 住民票の写し等及び印鑑登録証明書の交付に関する事。
- (9) 市税に係る証明書の交付に関する事。
- (10) 郵便請求による証明書の交付に関する事。
- (11) 住居表示又は町名改称に係る証明書の交付に関する事。
- (12) 自動車の臨時運行に関する事。
- (13) 課内の他の係の所管に属しない事。

戸籍係

- (1) 戸籍に関する事。
- (2) 民事処分及び刑事処分の通知及び整理に関する事。
- (3) 人口動態調査に関する事。
- (4) 埋火葬の許可に関する事。

保険年金課

保険係（北区役所を除く。）

- (1) 国民健康保険被保険者の資格得喪並びに国民健康保険被保険者証、国民健康保険高齢受給者証及び国民健康保険被保険者資格証明書の交付に関する事。
- (2) 国民健康保険料の賦課に関する事。
- (3) 国民健康保険料の減免に関する事。
- (4) 国民健康保険料の延滞金に関する事。
- (5) 国民健康保険料の徴収に関する事。
- (6) 国民健康保険料の還付等に関する事（東区役所を除く。）。
- (7) 国民健康保険料の納付相談、徴収猶予等に関する事。
- (8) 国民健康保険料の督促等に関する事。
- (9) 国民健康保険料の徴収金に係る財産の差押え、参加差押え及び交付要求に関する事。
- (10) 滞納者の実態調査に関する事。
- (11) 滞納者の納付督促に関する事。

年金係（北区役所及び美原区役所を除く。）

- (1) 国民年金被保険者の資格得喪等に関する事。
- (2) 国民年金保険料の免除に関する事。
- (3) 基礎年金等の給付に関する事。
- (4) 老齢福祉年金に関する事。
- (5) 特別障害給付金に関する事。
- (6) 課内の他の係の所管に属しない事。

保険年金係（北区役所に限る。）

- (1) 国民健康保険被保険者の資格得喪並びに国民健康保険被保険者証、国民健康保険高齢受給者証及び国民健康保険被保険者資格証明書の交付に関する事。
- (2) 国民健康保険料の賦課に関する事。
- (3) 国民健康保険料の減免に関する事。
- (4) 国民健康保険料の延滞金に関する事。
- (5) 国民健康保険料の徴収に関する事。
- (6) 国民健康保険料の納付相談、徴収猶予等に関する事。
- (7) 国民健康保険料の督促等に関する事。
- (8) 国民健康保険料の徴収金に係る財産の差押え、参加差押え及び交付要求に関する事。
- (9) 滞納者の実態調査に関する事。
- (10) 滞納者の納付督促に関する事。
- (11) 国民年金被保険者の資格得喪等に関する事。
- (12) 国民年金保険料の免除に関する事。
- (13) 基礎年金等の給付に関する事。
- (14) 老齢福祉年金に関する事。
- (15) 特別障害給付金に関する事。
- (16) 課内の他の係の所管に属しない事。

医療給付係（美原区役所を除く。）

- (1) 重度障害者医療の助成に係る医療費(保険医療機関等に支払うものを除く。)の支給に関する事。
- (2) 重度障害者医療（老人医療を除く。）の助成に係る資格得喪及び医療証の交付に関する事。

- (3) 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付に関する事。
- (4) 国民健康保険の給付(保険医療機関等に支払うものを除く。)に関する事。
- (5) 国民健康保険出産費資金貸付に関する事。
- (6) 国民健康保険及び重度障害者医療に係る第三者行為の届出に関する事。
- (7) 国民健康保険料の還付等に関する事(東区役所及び北区役所に限る。)
- (8) 国民健康保険に係る一部負担金の減免及び徴収猶予に関する事。
- (9) 後期高齢者医療の各種申請届出書の受付並びに大阪府後期高齢者医療広域連合の処分のお知らせの引渡しに関する事。
- (10) 後期高齢者医療被保険者証及び後期高齢者医療被保険者資格証明書の引渡し及び返還に関する事。
- (11) 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証等の引渡し及び返還に関する事。
- (12) 後期高齢者医療保険料の徴収、還付、充当、滞納処分等に関する事。
- (13) 後期高齢者医療保険料の延滞金に関する事。
- (14) 後期高齢者医療に係る過料の徴収に関する事。

医療年金係(美原区役所に限る。)

- (1) 国民年金被保険者の資格得喪等に関する事。
- (2) 国民年金保険料の免除に関する事。
- (3) 基礎年金等の給付に関する事。
- (4) 老齢福祉年金に関する事。
- (5) 特別障害給付金に関する事。
- (6) 重度障害者医療の助成に係る医療費(保険医療機関等に支払うものを除く。)の支給に関する事。
- (7) 重度障害者医療(老人医療を除く。)の助成に係る資格得喪及び医療証の交付に関する事。
- (8) 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付に関する事。
- (9) 国民健康保険の給付(保険医療機関等に支払うものを除く。)に関する事。
- (10) 国民健康保険出産費資金貸付に関する事。
- (11) 国民健康保険及び重度障害者医療に係る第三者行為の届出に関する事。
- (12) 国民健康保険に係る一部負担金の減免及び徴収猶予に関する事。
- (13) 後期高齢者医療の各種申請届出書の受付並びに大阪府後期高齢者医療広域

連合の処分のお知らせの引渡しに關すること。

- (14) 後期高齢者医療被保険者証及び後期高齢者医療被保険者資格證明書の引渡し及び返還に關すること。
- (15) 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証等の引渡し及び返還に關すること。
- (16) 後期高齢者医療保険料の徴収、還付、充当、滞納処分等に關すること。
- (17) 後期高齢者医療保険料の延滞金に關すること。
- (18) 後期高齢者医療に係る過料の徴収に關すること。
- (19) 課内の他の係の所管に属しないこと。

保健福祉総合センター

- (1) 地域の保健福祉の総合的推進に係る企画調整に關すること。
- (2) 包括的な支援体制の整備等に關する総合調整に關すること。
- (3) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに關すること。
- (4) 民生委員及び児童委員に關すること。
- (5) 児童福祉及び母子保健に係る包括的な支援に關すること。
- (6) 所管区域内における次世代のヘルスケアの推進に關すること（南区役所に限る。）。

生活援護課（堺保健福祉総合センターにあっては、生活援護第一課及び生活援護第二課）

給付係（堺保健福祉総合センターにあっては、生活援護第一課に限る。）

- (1) センターの庶務に關すること。
- (2) 生活保護法に基づく給付に關すること。
- (3) 生活保護法に基づく保護費用の返還の調定及び徴収（被保護者に係るものを除く。）に關すること。
- (4) 他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。

援護係（東保健福祉総合センターにあっては援護第一係及び援護第二係、堺保健福祉総合センター生活援護第一課にあっては援護第一係、援護第二係及び援護第三係、中保健福祉総合センター、西保健福祉総合センター及び北保健福祉総合センターにあっては援護第一係、援護第二係、援護第三係及び援護第四係、堺保健福祉総合センター生活援護第二課及び南保健福祉総合センターにあっては援護第一係、援護第二係、援護第三係、援護第四係及び援護第五係）

- (1) 生活保護法に基づく申請受付、面接相談、調査及び指導に關すること。

- (2) 生活保護法に基づく保護の開始、変更、停止、廃止及び却下の決定並びにケースワークに関すること。
- (3) 生活保護法に基づく保護費用の返還の決定及び徴収（被保護者に係るものに限る。）に関すること。
- (4) 生活保護法に基づく損害賠償の請求に関すること。

地域福祉課

地域福祉係

- (1) 地域の保健福祉の推進に関すること。
- (2) 高齢者、身体障害者及び知的障害者に係る保健福祉サービスの相談及び情報提供並びに当該相談に係る関係機関及び関係部局との連絡調整に関すること。
- (3) 身体障害者（児）及び知的障害者（児）に係る障害福祉サービス等（障害児入所支援を除く。）の支給決定等に関すること。
- (4) 精神障害者（児）及び難病患者等に係る障害福祉サービス等（障害児入所支援を除く。）の支給決定等に関すること（美原区役所に限る。）。
- (5) 精神障害児及び難病患者等に係る障害児通所支援（放課後等デイサービスを除く。）及び障害児相談支援の支給決定等に関すること（美原区役所を除く。）。
- (6) 老人福祉法、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づく福祉に関する事項に係る相談、調査、指導、措置等に関すること。
- (7) 高齢者のいきがい支援に関すること。
- (8) 戦傷病者、戦没者遺族、旧軍人等の援護に関すること。
- (9) 特別児童扶養手当等に関すること。
- (10) 老人集会所の運営に関すること。
- (11) 老人集会室の運営補助に関すること。
- (12) 課内の他の係の所管に属しないこと。

介護保険係

- (1) 介護給付費、第1号事業支給費等の支給決定、返還等に関すること。
- (2) 介護保険利用に係る負担割合、負担限度額認定等に関すること。
- (3) 介護保険被保険者の資格得喪に関すること。
- (4) 第1号被保険者に係る介護保険料の賦課徴収に関すること。
- (5) 介護保険の利用者負担額の減免に関すること。
- (6) 介護保険の要介護認定等に関すること。

- (7) 介護保険に係る第三者行為の届出に関する事。
- (8) 自己作成居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に係る相談及び受付に関する事。
- (9) その他介護保険制度の啓発及び推進に関する事。

子育て支援課

- (1) 児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に基づく福祉に関する事項に係る相談、調査、指導、措置、決定等に関する事（南区役所に限る。）。
- (2) 子どものための教育・保育給付認定等及び子育てのための施設等利用給付認定等（子ども・子育て支援法第30条の4第1項第1号の小学校就学前子どもに係るものを除く。）に関する事（南区役所に限る。）。
- (3) 児童手当及び児童扶養手当に関する事（南区役所に限る。）。
- (4) 子ども手当に関する事（南区役所に限る。）。
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療（育成医療に限る。）及び母子保健法に基づく医療費の公費負担の申請に関する事（医療に係る審査を除く。）（南区役所に限る。）。
- (6) 育児相談、ひとり親家庭相談及び女性相談に関する事（南区役所に限る。）。
- (7) 母子父子寡婦福祉資金の貸付けに関する事（南区役所に限る。）。
- (8) 地域子育て支援事業の実施に関する事（南区役所に限る。）。
- (9) 子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業の実施に関する事（南区役所に限る。）。
- (10) 産後ケア事業に関する事（南区役所に限る。）。
- (11) 所管区域内の教育機関等との連携に関する事（南区役所に限る。）。

子育て給付係（南区役所を除く。）

- (1) 児童福祉法に基づく保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等の利用並びに助産に係る相談、調査、決定等に関する事。
- (2) 子どものための教育・保育給付認定等及び子育てのための施設等利用給付認定等（子ども・子育て支援法第30条の4第1項第1号の小学校就学前子どもに係るものを除く。）に関する事。
- (3) 児童手当及び児童扶養手当に関する事。
- (4) 子ども手当に関する事。

- (5) 課内の他の係の所管に属しないこと。

相談支援係（南区役所を除く。）

- (1) 児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく福祉に関する事項に係る相談、調査、指導、措置等に関すること（子育て給付係の所管に属するものを除く。）。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療（育成医療に限る。）及び母子保健法に基づく医療費の公費負担の申請に関すること（医療に係る審査を除く。）。
- (3) 育児相談、ひとり親家庭相談及び女性相談に関すること。
- (4) 母子父子寡婦福祉資金の貸付けに関すること。
- (5) 地域子育て支援事業の実施に関すること。
- (6) 子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業の実施に関すること。
- (7) 産後ケア事業に関すること。

保健センター

- (1) 地域住民の健康の保持及び増進に関すること。
- (2) 健康づくりの普及啓発に関すること。
- (3) 地域保健に係る調査及び研究並びにその成果の活用に関すること。

保健係

- (1) 人口動態統計その他の地域保健に係る統計に関すること。
- (2) 医療従事者等の免許に係る申請等の受付及び免許の交付に関すること。
- (3) 医療費等の公費負担及び助成の申請に関すること（子育て支援課の所管に属するものを除く。）。
- (4) 飼い犬の登録等の受付及び注射済票の交付に関すること（動物指導センターの所管に属するものを除く。）。
- (5) 成人保健事業及び母子保健事業に関すること。
- (6) 特定健康診査事業に関すること。
- (7) 結核、エイズその他の感染症の予防事業に関すること。
- (8) 予防接種事業に関すること。
- (9) 精神障害者（児）及び難病患者等に係る保健福祉サービスの相談及び情報提供並びに当該相談に係る関係機関及び関係部局との連絡調整に関すること。
- (10) 精神障害者及び難病患者等（児童を除く。）に係る障害福祉サービス等の支

給決定等に関すること（美原保健センターを除く。）。

(11) 精神障害児及び難病患者等（児童に限る。）に係る障害福祉サービス等（放課後等デイサービス以外の障害児通所支援、障害児相談支援及び障害児入所支援を除く。）の支給決定等に関すること（美原保健センターを除く。）。

(12) センター内の他の係の所管に属しないこと。

健康推進第一係・健康推進第二係（美原保健センターにあつては、健康推進係）

- (1) 精神障害者保健福祉事業に関すること。
- (2) 難病関係事業に関すること。
- (3) 栄養改善事業に関すること。
- (4) 歯科口腔保健事業に関すること。
- (5) 地区保健活動等に関すること。
- (6) 結核、エイズその他の感染症に関すること。
- (7) 成人保健、母子保健等に関すること。
- (8) 特定保健指導に関すること。
- (9) 介護予防に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

別表第4から第5 略

別表第6（第7条関係）

担当課長を置く組織		名称	担当課長を統括する職	人数
市長公室	政策企画部	政策推進担当課長	政策企画部長	1人
		計画推進担当課長		1人
		先進事業担当課長		1人
		公民連携担当課長		1人
		広域連携担当課長		1人
		調査統計担当課長		1人
ICTイノベーション推進室		ICT政策担当課長	ICTイノベーション推進室 長	1人
		DX企画担当課長		1人
		システム活用担当課長		1人
		マイナンバーカード普及 促進担当課長		1人
泉北ニューデザイン推進室		企画推進担当課長	泉北ニューデザイン推進	1人

		事業推進担当課長	室長	1人
		スマートシティ担当課長		1人
産業振興局	産業戦略部	中百舌鳥イノベーション 創出拠点担当課長	産業戦略部長	1人
建築都市局	都心未来創造部	都心活性化担当課長	都心未来創造部長	1人
		SMIプロジェクト推進担当 課長		1人
		堺駅エリア整備担当課長		1人
		ベイエリア推進担当課長		1人
	交通部	交通政策担当課長	交通部長	1人
		公共交通担当課長		1人
	都市整備部	都市整備担当課長	都市整備部長	1人
		中百舌鳥・拠点整備担当課 長		1人
		区画整理担当課長		1人

○堺市区長事務委任規則

平成18年3月30日

規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を区長に委任することについて必要な事項を定める。

(事務の委任)

第2条 次に掲げる事務は、区長に委任する。

- (1) 地域振興に係る次の事項を行うこと。
 - ア 区主催の催事、儀式及び区長が行う表彰の実施に関すること。
 - イ 地域振興に係る補助金等の交付に関すること。
 - ウ 地域振興に係る協定、覚書等の締結に関すること。
- (2) 保険年金に係る次の事項を行うこと。
 - ア 国民健康保険被保険者の資格の得喪及び被保険者証等の交付等に関すること。
 - イ 国民健康保険料その他の徴収金の賦課徴収、減免、督促及び滞納処分に関すること。
 - ウ 国民健康保険料に係る過誤納金の還付及び充当に関すること。
 - エ 国民健康保険に係る一部負担金の減免及び徴収猶予に関すること。
 - オ 国民健康保険に係る過料の徴収に関すること。
 - カ 国民健康保険に係る給付（保険医療機関等に支払うものを除く。）に関すること。
 - キ 出産費資金貸付金の貸付け及び償還に関すること。
 - ク 重度障害者医療、ひとり親家庭医療又は子ども医療に係る医療証の交付及び重度障害者医療、老人医療、ひとり親家庭医療又は子ども医療に係る医療費等（保険医療機関等に支払をするものを除く。）の支給決定に関すること。
 - ケ 国民年金及び老齢福祉年金に係る届出書等の受理及び送付に関すること。
 - コ 特別障害給付金に係る請求書等の受理及び送付に関すること。
 - サ 後期高齢者医療に係る保険料その他の徴収金の徴収、減免、督促及び滞納処分に関すること。
 - シ 後期高齢者医療に係る過誤納金の還付及び充当に関すること。
 - ス 後期高齢者医療に係る過料の徴収に関すること。
- (3) その他の許可、証明等に係る次の事項を行うこと。

ア 埋火葬の許可に関する事。

イ 印鑑登録証明に関する事。

ウ 区長所管事務（市長権限を区長が専決処理する事務を除く。）に属する諸証明及び公簿の閲覧に関する事。

（協議等）

第3条 市長は、前条各号に掲げる事務の執行について必要があると認めるときは、区長に対し指示を与えることができる。

2 区長は、前条各号に掲げる事務で特に重要若しくは異例に属するもの又は全市的に統一した処理が必要となるものを執行するときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。

附 則 略

○堺市保健福祉総合センター所長事務委任規則

平成18年3月30日

規則第46号

保健福祉総合センター所長に権限を委任する規則（平成8年規則第38号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第4項及び第55条の4第2項、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第32条第2項、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第38条第2項、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第9項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を保健福祉総合センター所長に委任することについて必要な事項を定める。

（事務の委任）

第2条 次に掲げる事務は、保健福祉総合センター所長に委任する。

- (1) 生活保護法（以下この号において「法」という。）中次の事務を行うこと。
 - ア 法第24条の規定による申請による保護の開始及び変更に関すること。
 - イ 法第25条の規定による職権による保護の開始及び変更に関すること。
 - ウ 法第26条の規定による保護の停止及び廃止に関すること。
 - エ 法第27条の規定による被保護者に対する必要な指導及び指示に関すること。
 - オ 法第27条の2の規定による相談及び助言に関すること。
 - カ 法第28条の規定による要保護者に対する立入調査及び受診命令並びにこれらに従わない場合における申請の却下並びに保護の変更、停止及び廃止に関すること。
 - キ 法第30条から第37条の2までの規定による保護の方法に関すること。
 - ク 法第48条第4項の規定による届出の受理に関すること。
 - ケ 法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給に関すること。
 - コ 法第55条の5第1項の規定による進学・就職準備給付金の支給に関すること。
 - サ 法第55条の6の規定による報告に関すること。
 - シ 法第55条の7第1項の規定による被保護者就労支援事業の実施に関すること。
 - ス 法第55条の8第1項の規定による被保護者健康管理支援事業の実施並びに法第55条の9第1項の調査及び分析の実施に必要な同条第2項の規定による情報の提

供に関すること。

セ 法第62条第3項及び第4項の規定による保護の変更、停止及び廃止並びに弁明の機会の付与に関すること。

ソ 法第63条の規定により被保護者が返還すべき額の決定及び徴収に関すること。

タ 法第76条第1項の規定による死者の遺留金品の処分に関すること。

チ 法第76条の2の規定による損害賠償の請求に関すること。

ツ 法第77条の規定により徴収すべき額の決定（家庭裁判所への申立てを含む。）及び徴収に関すること。

テ 法第77条の2、第78条及び第78条の2の規定により徴収すべき額の決定及び徴収に関すること。

ト 法第80条の規定による保護金品の返還の免除に関すること。

ナ 法第81条の規定による後見人の選任の請求に関すること。

(2) 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号。以下この号において「法」という。）中次の事務を行うこと。

ア 法第2条の規定による行旅病人及びその死体の同伴者の救護に関すること。

イ 法第3条の規定による関係者への通知及び引取りの手續に関すること。

ウ 法第7条第1項の規定による行旅死亡人に関する記録及びその埋葬又は火葬に関すること。

エ 法第8条第1項の規定による行旅死亡人の同伴者救護並びに同条第2項の規定において準用する法第3条の規定による関係者への通知及び引取りの手續に関すること。

オ 法第10条の規定による行旅死亡人に関する関係者への通知に関すること。

カ 法第12条の規定による行旅死亡人の遺留物件の保管及び処分に関すること。

キ 法第13条第1項の規定による行旅死亡人の遺留物品の売却等の措置に関すること。

ク 法第14条の規定による行旅死亡人の遺留物件の引渡しに関すること。

ケ 法第17条に規定する外国人である行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者並びにその所持物件及び遺留物件の取扱いに関すること。

(3) 児童福祉法（以下この号において「法」という。）中次の事務を行うこと。

ア 法第22条第2項に規定する助産の実施の決定に関すること。

イ 法第23条第2項に規定する母子保護の実施等の決定に関すること。

- ウ 法第24条第1項に規定する保育所における保育及び法第24条第2項に規定する幼保連携型認定こども園（本市が設置するものに限る。）における保育の決定に関すること。
- エ 法第56条第2項、第4項及び第6項の規定による徴収すべき額の決定及び支払を命ずる額の決定に関すること。
- オ 法第24条第3項及び附則第73条第1項の規定による保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等に係る利用の調整及び要請に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下この号において「法」という。）中次の事務を行うこと。
- ア 法第20条及び第22条から第24条までの規定に基づく子どものための教育・保育給付認定等並びに法第30条の5及び第30条の7から第30条の9までの規定に基づく子育てのための施設等利用給付認定等（法第30条の4第1項第1号の小学校就学前子どもに係るものを除く。）に関すること。
- イ 法第27条第3項第2号、第28条第2項、第29条第3項第2号又は第30条第2項の規定により市が定める額に基づく徴収すべき額の決定及び支払を命ずる額の決定に関すること。
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下この号において「法」という。）中次の事務を行うこと。
- ア 法第17条の規定による障害児福祉手当の支給に関すること。
- イ 法第19条（法第26条の5において準用する場合を含む。）並びに法第26条及び第26条の5において準用する法第5条第2項の規定による受給資格の認定に関すること。
- ウ 法第22条第2項（法第26条の5において準用する場合を含む。）の規定による手当の返還に関すること。
- エ 法第24条（法第26条の5において準用する場合を含む。）の規定による不正利得の徴収に関すること。
- オ 法第26条及び第26条の5において準用する法第11条の規定による法第36条第1項又は第2項の規定による命令に従わなかった場合における手当の支給制限に関すること。
- カ 法第26条及び第26条の5において準用する法第12条の規定による手当の支払の一時差止めに関すること。

- キ 法第26条の2の規定による特別障害者手当の支給に関すること。
 - ク 法第35条の規定による届出等の受理(障害児福祉手当及び特別障害者手当に係るものに限る。)に関すること。
 - ケ 法第36条第1項及び第2項の規定による受給資格者等に対する調査等(障害児福祉手当及び特別障害者手当に係るものに限る。)に関すること。
 - コ 法第37条の規定による書類の閲覧、資料の提供及び報告の請求(障害児福祉手当及び特別障害者手当に係るものに限る。)に関すること。
- (6) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下この号において「法」という。)中次の事務を行うこと。
- ア 法第17条第1項の規定による配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの居宅等における日常生活に必要な便宜供与又はその委託の措置に関すること。
 - イ 法第18条、第31条の7第3項及び第33条第3項において準用する法第18条の規定による措置の解除に係る説明等に関すること。
 - ウ 法第31条の7第1項の規定による配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの居宅等における日常生活に必要な便宜供与又はその委託の措置に関すること。
 - エ 法第33条第1項の規定による寡婦に係る居宅等における日常生活に必要な便宜供与又はその委託の措置に関すること。
- (7) 老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下この号において「法」という。)及び老人福祉法施行規則(昭和38年厚生省令第28号。以下この号において「省令」という。)中次の事務を行うこと。
- ア 法第10条の4第1項に規定する居宅介護等事業等の措置に関すること。
 - イ 法第10条の4第2項の規定による日常生活用具の給付及び貸与の措置に関すること。
 - ウ 法第11条第1項及び第2項の規定による老人ホームへの入所等の措置に関すること。
 - エ 法第12条の規定による措置の解除に係る説明等に関すること。
 - オ 法第27条第1項に規定する死者の遺留金品の処分に関すること。
 - カ 法第28条の規定により徴収すべき額の決定及び徴収の嘱託に関すること。
 - キ 法第36条の規定による調査の嘱託及び報告の請求に関すること。
 - ク 省令第6条の規定による措置の変更等の届出の受理に関すること。
- (8) 身体障害者福祉法(以下この号において「法」という。)中次の事務を行うこと。

- ア 法第9条第8項の規定による身体障害者更生相談所の判定の請求(この項において委任された事項に関するものに限る。)に関する事。
 - イ 法第17条の2第1項の規定による診査、更生相談及び措置並びに指導に関する事。
 - ウ 法第18条第1項及び第2項に規定する障害福祉サービス及び施設入所等の措置に関する事。
 - エ 法第18条の3の規定による措置の解除に係る説明等に関する事。
 - オ 法第23条の規定による売店設置に関する協議、調査及び通知に関する事。
 - カ 法第38条の規定による支払を命ずる額及び徴収すべき額の決定に関する事。
- (9) 知的障害者福祉法(以下この号において「法」という。)中次の事務を行う事。
- ア 法第15条の4に規定する障害福祉サービスの措置に関する事。
 - イ 法第16条第1項に規定する施設入所等の措置に関する事。
 - ウ 法第16条第1項第3号に規定する職親の認定に関する事。
 - エ 法第16条第2項の規定による知的障害者更生相談所の判定の請求に関する事。
 - オ 法第17条の規定による措置の解除に係る説明等に関する事。
 - カ 法第27条の規定により徴収すべき額の決定に関する事。
- (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下この号において「法」という。)中次の事務を行う事。
- ア 法第54条の規定による自立支援医療費(更生医療に係るものに限る。以下この号において同じ。)の支給認定及び受給者証の交付に関する事。
 - イ 法第56条の規定による自立支援医療費の支給認定の変更及び受給者証の変更に関する事。
 - ウ 法第57条の規定による自立支援医療費の支給認定の取消しに関する事。
 - エ 法第76条第1項の規定による補装具費の支給に関する事。
 - オ 法第77条第1項第6号に規定する日常生活用具の給付及び貸与に関する事。
- (協議等)

第3条 市長は、前条に掲げる事務の執行について必要があると認めるときは、保健福祉総合センター所長に対し指示を与えることができる。

- 2 保健福祉総合センター所長は、前条に掲げる事務で特に重要若しくは異例に属するもの又は全市的に統一した処理が必要となるものを執行するときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。

- 3 前条に掲げるもののほか、保健福祉総合センター所長に委任する事務は、市長が別に定める。

附 則 略

○堺市区役所職員等の兼務に関する規則

平成18年3月30日

規則第45号

(区役所の職員の兼務)

第1条 区役所において次に掲げる事務に従事する職員は、辞令を用いることなく、それぞれ他の区役所において同一の事務に従事する職員の職を兼ねるものとする。

- (1) 住民基本台帳に係る届書の受理及び諸証明の交付に関すること。
- (2) 住民基本台帳の職権記載に関すること。
- (3) 通知カードに係る届出及び申請に関すること。
- (4) 通知カードの記載事項の変更及び返納に関すること。
- (5) 個人番号カードに係る届出及び申請並びに個人番号カードの返納に関すること。
- (6) 戸籍及び戸籍の附票に係る諸証明の交付に関すること。
- (7) 印鑑登録証明書の交付に関すること。
- (8) 電子署名に係る認証業務に関すること。
- (9) 中長期在留者及び特別永住者の住居地の届出に関すること。
- (10) 国民健康保険被保険者の資格の得喪及び被保険者証等の交付等に関すること。
- (11) 国民健康保険料その他の徴収金の賦課徴収、減免、督促及び滞納処分に関すること。
- (12) 国民健康保険料に係る過誤納金の還付及び充当に関すること。
- (13) 国民健康保険に係る一部負担金の減免及び徴収猶予に関すること。
- (14) 国民健康保険に係る過料の徴収に関すること。
- (15) 国民健康保険に係る給付に関すること。
- (16) 出産費資金貸付金の貸付け及び償還に関すること。
- (17) 重度障害者医療、ひとり親家庭医療又は子ども医療に係る医療証の交付及び重度障害者医療、老人医療、ひとり親家庭医療又は子ども医療に係る医療費等の支給決定に関すること。
- (18) 国民年金及び老齢福祉年金に係る届出書等の受理及び送付に関すること。
- (19) 特別障害給付金に係る請求書等の受理及び送付に関すること。
- (20) 後期高齢者医療に係る保険料その他の徴収金の徴収、減免、督促及び滞納処分に関すること。
- (21) 後期高齢者医療に係る過誤納金の還付及び充当に関すること。
- (22) 後期高齢者医療に係る過料の徴収に関すること。

(ICTイノベーション推進室及び戸籍住民課の職員の兼務)

第2条 ICTイノベーション推進室に所属する職員(個人番号カードに関する事務に従事する者に限る。)は、辞令を用いることなく、次に掲げる事務について区役所市民課の職員の職を兼ねるものとする。

(1) 個人番号カードの申請及び交付に関すること。

2 市民人権局市民生活部戸籍住民課に所属する職員は、辞令を用いることなく、次に掲げる事務について区役所市民課の職員の職を兼ねるものとする。

(1) 住民基本台帳に係る届書及び通知書の受理及び発送並びに諸証明の交付に関すること。

(2) 住民基本台帳の職権記載に関すること。

(3) 通知カードに係る届出及び申請に関すること。

(4) 通知カードの記載事項の変更及び返納に関すること。

(5) 個人番号カードに係る届出及び申請並びに個人番号カードの返納に関すること。

(6) 戸籍の届書、報告書及び申請書の受理及び発送並びに諸証明の交付に関すること。

(7) 戸籍法(昭和22年法律第224号)による職権記載等に関すること。

(8) 印鑑登録証明書の交付に関すること。

(9) 出入国管理に係る中長期の在留等の届出、申請等の経由、通知等に関すること。

(10) 埋火葬の許可に関すること。

(11) 戸籍及び住民登録の事務に使用する電子計算機の管理及び運用に関すること。

(12) 電子署名に係る認証業務に関すること。

(国民健康保険課及び医療年金課の職員の兼務)

第3条 健康福祉局長寿社会部国民健康保険課に所属する職員は、辞令を用いることなく、次に掲げる事務について区役所保険年金課の職員の職を兼ねるものとする。

(1) 国民健康保険料その他の徴収金の滞納者に対する納付督促、徴収及び滞納処分に関すること。

2 健康福祉局長寿社会部医療年金課に所属する職員は、辞令を用いることなく、次に掲げる事務について区役所保険年金課の職員の職を兼ねるものとする。

(1) 後期高齢者医療に係る保険料その他の徴収金の滞納者に対する納付督促、徴収及び滞納処分に関すること。

(総務課の職員の兼務)

第4条 総務局行政部総務課に所属する職員(宿日直に関する業務に従事する者に限る。次

項において「宿日直職員」という。)は、辞令を用いることなく、次に掲げる事務について区役所市民課の職員の職を兼ねるものとする。

- (1) 埋火葬の許可に関する事。
- (2) 堺市自動交付機の設置等に関する規則(平成19年規則第117号)第1条に規定する自動交付機(次条において「自動交付機」という。)による証明書等の交付に関する事。

2 宿日直職員は、辞令を用いることなく、次に掲げる事務について堺区役所市民課の職員の職を兼ねるものとする。

- (1) 戸籍に係る証明書及び住民票の写しの申請に関する事。

(区役所企画総務課等の職員の兼務)

第5条 区役所企画総務課(西区役所にあつては総務課及び政策推進室と、南区役所にあつては総務課及び区政企画室とする。)に所属する職員は、辞令を用いることなく、次に掲げる事務について当該区役所市民課の職員の職を兼ねるものとする。

- (1) 引き続き大阪府の区域内に住所を有する旨の証明書の交付に関する事。

2 区役所企画総務課(堺区役所企画総務課を除き、南区役所にあつては総務課とする。)に所属する職員(時間外受付に関する業務に従事する者に限る。)は、辞令を用いることなく、次に掲げる事務について当該区役所市民課の職員の職を兼ねるものとする。

- (1) 埋火葬の許可に関する事。
- (2) 自動交付機による証明書等の交付に関する事。
- (3) 戸籍に係る証明書及び住民票の写しの申請に関する事。

附 則 略

昭和36年3月1日

規則第9号

(趣旨)

第1条 市長の権限に属する事務（法令又は規則の規定により市長から区長、保健福祉総合センター所長、保健所長及び子ども相談所長に委任されたものを含む。次条において同じ。）の専決その他事務の決裁については、法令及び別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専決 副市長以下の職員が市長の権限に属する事務の処理に関し、あらかじめ定められた範囲内の事項について、常時市長（法令又は規則の規定により市長から委任を受けた者を含む。以下この条、次条、第4条及び第5条第1項の表以外の部分において同じ。）に代わって決裁することをいう。
- (2) 代決 市長又は専決権限を有する者が、出張、病気その他の理由により、決裁できない状態（以下「不在」という。）にある場合に、所定の者が代わって決裁することをいう。
- (3) 局長 局長、区長、担当局長、市長公室長、危機管理監、ICTイノベーション推進監、泉北ニューデザイン推進監及びダイバーシティ推進監をいう。
- (4) 部長 部長、副区長、危機管理室長、ICTイノベーション推進室長、泉北ニューデザイン推進室長及び会計室長をいう。
- (5) 課長 課長、担当課長、脱炭素先行地域推進室長、子どもの未来応援室長、いじめ不登校対策支援室長、イノベーション投資促進室長、都市景観室長、大仙西地区整備室長、防災推進室長、深井駅周辺地域活性化推進室長、政策推進室長、区政企画室長及び新金岡地区活性化推進室長をいう。

(決裁の順序)

第3条 事務の処理は、原則として係長（グループ制を敷く組織にあっては、グループのリーダーとして課長が指名する課長補佐、主幹又は主査）の意思決定を受けた後、順次直接上司の決定を経て市長の決裁を受けなければならない。

(専決及びその特例)

第4条 副市長、局長、部長及び課長は、それぞれ第9条の2から第12条までに定めるところにより、事務を専決する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事項については、直属の上司又は市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 市議会に関係があるもの
- (2) 重要又は異例に属するもの
- (3) 紛議若しくは論争があるもの又は将来その原因となるおそれがあるもの
- (4) 先例となると認められるもの
- (5) 特に直接市長の指示により起案したもの
- (6) この規則の解釈上権限の所在について疑義のあるもの

2 第10条から第12条までの規定により局長、部長又は課長が専決すべきものとされた事項について、その専決権限を有する職のない組織においては、当該職の上位に当たる副市長、局長又は部長の職にある者がその事項を専決する。

3 第10条から第12条までの規定により局長、部長又は課長が専決すべきものとされた事項について、事務執行上適当と認めるときは、その範囲を指定して、理事に第10条に規定する事項を、部理事に第11条に規定する事項を、副理事又は参事に第12条に規定する事項をそれぞれ専決させることができる。

(代決)

第5条 市長又は前条第1項の規定により専決権限を有する者（以下この条において「決裁者」という。）が不在であるときは次の表に掲げる第1次代決者が、決裁者及び第1次代決者がともに不在であるときは同表に掲げる第2次代決者がそれぞれ代決することができる。

決裁者	代決の順序	
	第1次	第2次
市長	所管副市長	副市長
副市長	所管局長	所管部長又は担当の理事
局長	所管部長又は担当の理事	所管課長又は担当の部理事若しくは副理事
部長	所管課長又は担当の部理事若しくは副理事	担当の参事、総括参事役又は参事役
課長	課長補佐（グループ制を敷く組織にあっては、所管の参事、総	所管係長（グループ制を敷く組織にあっては、課長が指名する主幹

	括参事役若しくは参事役又はグループのリーダーとして課長が指名する課長補佐、主幹若しくは主査) 又は担当の参事、総括参事役若しくは参事役	又は主査) 又は所管の主幹若しくは主査
区长	副区长 (南区役所にあつては、所管副区长)、保健福祉総合センター所長又は担当の理事	所管課長又は担当の部理事若しくは副理事
保健福祉総合センター所長	所管課長又は担当の部理事若しくは副理事	担当の参事、総括参事役又は参事役
保健所長	次長又は担当の部理事若しくは副理事	所管課長又は担当の参事、総括参事役若しくは参事役
子ども相談所長	次長又は担当の部理事若しくは副理事	所管課長又は担当の参事、総括参事役若しくは参事役

2 第13条の規定により各部長共通専決事項又は各課長共通専決事項を専決する者が不在であるときは、前項の表中部長又は課長が不在である場合に準じて同表に定める第1次代決者若しくは第2次代決者又はこれらに相当する職にある者が代決することができる。第13条第5項から第10項までの規定により専決する者が不在であるときも、また同様とする。

3 第13条の規定により各部長共通専決事項又は各課長共通専決事項を専決する者は、第1項の表中部長又は課長に準じて代決することができる。第13条第5項から第10項までの規定により専決する者も、また同様とする。

4 第2項前段及び前項前段の規定は、前条第3項又は第15条第2項の規定により事務を専決する者がある場合について準用する。

(代決の制限)

第6条 前条に規定する代決は、あらかじめ指示を受けた事項及び至急に処理しなければならない事項に限るものとし、異例若しくは疑義のある事項又は新規の事項は、代決してはならない。

2 代決者は、代決した事項のうち特に必要と認められるものについては、後閲と記し、事後速やかに起案者又は係長(グループ制を敷く組織にあつては、グループのリーダーとして課長が指名する課長補佐、主幹又は主査)をして閲覽に供させなければならない。

(合議)

第7条 決裁を受けるべき事項が人事、予算等他の組織に関係があるものについては、特に合議を必要とするものに限り、関係のある組織の長に合議するものとする。

2 局長(区長を除く。)又は部長(副区長を除く。)は、第16条の規定により区役所から移管のあった事務を専決したときは、速やかに区長にその旨を通知するものとする。

(代決の準用)

第8条 第5条及び第6条の規定は、決裁に至るまでの過程において、決定又は合議を受ける者が不在の場合について準用する。

(類推による専決)

第9条 この規則において専決事項として定めていない事項であっても、その内容により専決することが適当であると類推できるものについては、この規則に準じて専決することができる。

(副市長専決事項)

第9条の2 副市長は、次に定める事項について専決する。

副市長共通専決事項

(1) 局長の休暇(病気休暇及び介護休暇に限る。)、欠勤、遅参、早退及び出張(海外出張及び宿泊を伴わない国内出張を除く。)その他服務(各局長共通専決事項に係るものを除く。)に関すること。

(2) 局長の応嘱の承認(新規に限る。)及び職務専念義務の免除の承認(応嘱に伴うものにあつては、新規に限る。)に関すること。

(3) 局長の兼業及び兼職の許可(公共的団体の業務に従事するものに限る。)に関すること。

(局長専決事項)

第10条 局長は、次に定める事項について専決する。

各局長共通専決事項(担当局長及びダイバーシティ推進監にあつては、第12号及び第13号に定めるものを除く。)

(1) 局長の休暇(病気休暇及び介護休暇を除く。)及び出張(海外出張及び宿泊を伴う国内出張を除く。)並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)に基づく育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の承認並びに週休日の指定及び週休日の振替並びに休日及び休日の代休日の指定に関すること。

(2) 顧問、参与(担当参与を含む。)、部長(会計室長を除く。第4号、第6号、第

- 7号及び第9号から第11号までにおいて同じ。)、理事、部理事(区役所又は部に属する者を除く。)、副理事(区役所又は部に属する者を除く。)、参事(区役所、部又は課に属する者を除く。)、総括参事役(区役所、部又は課に属する者を除く。)、参事役(区役所、部又は課に属する者を除く。)その他これらに準ずる職にある者の休暇、欠勤、遅参、早退及び出張(海外出張を除く。)並びに地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の承認に関する事。
- (3) 課長補佐級以下の職員の海外出張に関する事。
- (4) 顧問、参与(担当参与を含む。)、部長、理事、部理事(区役所又は部に属する者を除く。)、副理事(区役所又は部に属する者を除く。)、参事(区役所、部又は課に属する者を除く。)、総括参事役(区役所、部又は課に属する者を除く。)、参事役(区役所、部又は課に属する者を除く。)その他これらに準ずる職にある者の週休日の指定及び週休日の振替並びに休日及び休日の代休日の指定に関する事。
- (5) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)に基づく所属職員の修学部分休業及び配偶者同行休業の承認に関する事。
- (6) 顧問、参与(担当参与を含む。)、部長、理事、部理事(区役所又は部に属する者を除く。)、副理事(区役所又は部に属する者を除く。)、参事(区役所、部又は課に属する者を除く。)、総括参事役(区役所、部又は課に属する者を除く。)、参事役(区役所、部又は課に属する者を除く。)その他これらに準ずる職にある者の自宅待機命令に関する事。
- (7) 部長、理事、部理事(区役所又は部に属する者を除く。)、副理事(区役所又は部に属する者を除く。)、参事(区役所、部又は課に属する者を除く。)、総括参事役(区役所、部又は課に属する者を除く。)、参事役(区役所、部又は課に属する者を除く。)その他これらに準ずる職にある者の子の保育所その他これに類する保育施設等への送迎、同居の親族の看護又は介護、子(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までの子に限る。)の養育及び献血並びに骨髓バンク事業におけるドナー登録の申出に係る職務専念義務の免除の承認に関する事。
- (8) 局長の応嘱の承認及び応嘱に伴う職務専念義務の免除の承認に関する事(新規を除く。)
- (9) 顧問、参与(担当参与を含む。)、部長、理事、部理事(区役所又は部に属する者を除く。)、副理事(区役所又は部に属する者を除く。)、参事(区役所、部又は

- 課に属する者を除く。)、総括参事役(区役所、部又は課に属する者を除く。)、参事役(区役所、部又は課に属する者を除く。)その他これらに準ずる職にある者の応嘱の承認及び応嘱に伴う職務専念義務の免除の承認(顧問及び参与(担当参与を含む。)に係るものを除く。)に関する事。
- (10) 部長、理事、部理事(区役所又は部に属する者を除く。)、副理事(区役所又は部に属する者を除く。)、参事(区役所、部又は課に属する者を除く。)、総括参事役(区役所、部又は課に属する者を除く。)、参事役(区役所、部又は課に属する者を除く。)の兼業及び兼職の許可(公共的団体の業務に従事するものに限る。)に関する事。
- (11) 顧問、参与(担当参与を含む。)、部長、理事、部理事(区役所又は部に属する者を除く。)、副理事(区役所又は部に属する者を除く。)、参事(区役所、部又は課に属する者を除く。)、総括参事役(区役所、部又は課に属する者を除く。)、参事役(区役所、部又は課に属する者を除く。)その他これらに準ずる職にある者の旧姓使用の承認に関する事。
- (12) 所属職員(課長級以上の職員を除く。)の局内の転任に関する事。
- (13) 危機管理に係る当直者の決定及び代直者の選任に関する事。
- (14) 附属機関(これに準ずるものを含む。)の委員その他の構成員及び専門委員の任免に関する事(特に重要なものを除く。)
- (15) 非常勤の医師及び歯科医師の任免に関する事(こども園等の特定施設において随時診療を行う者を除く。)
- (16) 職員宿舍の貸与及び使用料の決定に関する事。
- (17) 1件100,000,000円以上の補助事業に係る事業計画に関する事。
- (18) 予定価格(堺市契約規則(昭和50年規則第27号)第19条第1項ただし書の規定により単価についてその予定価格が定められる場合にあつては、契約期間中の予定総額をいう。第21号、第22号、第24号及び第25号において同じ。)1件20,000,000円以上80,000,000円未満の物件(不動産を除く。)の買入れ(印刷製本を含む。)に関する事。
- (19) 予定価格1件100,000,000円以上の不動産の買入れ(議決を要するものを除く。)に関する事。
- (20) 歳入の徴収及び収納並びに歳入歳出外現金の収納の委託に関する事。
- (21) 予定価格1件30,000,000円以上の調査研究、計画策定その他これに類

するものの委託に関すること。

- (22) 予定価格（長期継続契約の場合は、初年度の年額。ただし、当該長期継続契約に係る契約期間のうち初年度に係る期間が12月に満たない場合において、当該契約期間が12月以上のときにあつては初年度の年額を12月当たりの額に換算した額とし、当該契約期間が12月未満のときにあつては初年度の年額を当該契約期間の全期間に係る額に換算した額とする。）1件100,000,000円以上の電算事務、施設の維持管理、事業その他の業務の委託及び受託に関すること。
- (23) 予定賃貸借料の年額又は総額（長期継続契約の場合は、初年度の年額。ただし、当該長期継続契約に係る契約期間のうち初年度に係る期間が12月に満たない場合において、当該契約期間が12月以上のときにあつては初年度の年額を12月当たりの額に換算した額とし、当該契約期間が12月未満のときにあつては初年度の年額を当該契約期間の全期間に係る額に換算した額とする。）が1件50,000,000円以上の物件の貸付け（公有財産の貸付けを除く。）及び借入れに関すること。
- (24) 予定価格1件100,000,000円以上300,000,000円未満の工事の施行及び施設等の修繕の施行に関すること。
- (25) 予定価格1件100,000,000円以上300,000,000円未満の工事の設計及び監理並びに測量、地質調査等に係る委託の施行に関すること。
- (26) 局長の専決に係る契約の予定価格及び最低制限価格の決定に関すること。
- (27) 1件100,000,000円以上の労働者派遣契約の締結に関すること（総務サービス課長に堺市財務規則（平成19年規則第56号）第18条第3項の規定による依頼（以下「支出負担行為の依頼」という。）をしたものを除く。）。
- (28) 1件30,000,000円以上の負担金、補助金等の支出（法令等において定めのあるもの及び定例的なものに限る。）に関すること。
- (29) 1件100,000,000円以上のガス、水道、電らん、道路等の復旧等に要する負担金及び給水装置工事に係る加入金の支出に関すること。
- (30) 1件50,000,000円以上の物件移転その他の補償に関すること。
- (31) 1件1,000,000円以下の損害賠償（車両事故の処理に係るものを除く。）の額の決定及び支出に関すること。
- (32) 1件50,000,000円以上の貸付金の支出に関すること。
- (33) 繰出金に関すること。
- (34) 1件20,000,000円以上の歳出予算の目節間の流用に関すること。

- (35) 1件の金額又は評価価額が2,000,000円以上の寄附の收受（負担付寄附を除く。以下同じ。）に関する事。
- (36) 1件20,000,000円以上80,000,000円未満の物件（不用物品を除く。）の売払い及び交換に関する事。
- (37) 一時借入金の借入れ及び返済に関する事。
- (38) 重要物品の無償譲渡及び減額譲渡に関する事。
- (39) 重要物品の亡失に係る承認及び破損した重要物品の処分に関する事。
- (40) 堺市財産規則（昭和39年規則第6号）第13条第3号の用途の廃止に関する事（法定外公共物の用途の廃止を除く。）。
- (41) 行政財産の目的外使用料の減免（新規に限る。）に関する事（減免基準が明確なものに限り、軽易な物件の設置に係るものを除く。）。
- (42) 異なる会計間における使用承認使用料の減免に関する事（減免に関する基準が明確なものを除く。）。
- (43) 物件（行政財産である土地を除く。）の無償貸付け及び減額貸付けをすること（新規に限る。）。
- (44) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求に係る請求の受理、執行停止及び裁決に関する事（市税（個人の府民税及び森林環境税を含む。以下同じ。）に関するものを除く。）。
- (45) 行政不服審査法に基づく審査請求に係る弁明等に関する事（市税の賦課徴収及び還付に関するものを除く。）。
- (46) 国税又は地方税の滞納処分の例により執行する財産の差押えに関する事（市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料並びに保育所、幼保連携型認定こども園及び家庭的保育事業等に係る利用者負担金を除く。）。
- (47) 行政代執行に関する事。
- (48) 強制執行（仮執行宣言付き支払督促によるものを除く。）に関する事（代理人の選任を含む。）。
- (49) 堺市債権の管理に関する条例（平成24年条例第43号）に基づく債権の放棄に関する事。
- (50) 告訴及び告発に関する事。
- (51) 請願及び陳情に関する事（特に重要なものを除く。）。
- (52) 要綱等の制定及び改廃に関する事（特に重要な要綱を除く。）。

- (53) 行政手続法（平成5年法律第88号）及び堺市行政手続条例（平成8年条例第17号）に基づく審査基準の決定に関すること。
- (54) 附属機関への諮問等に関すること（特に重要なものを除く。）。
- (55) 重要な協定、覚書等の締結に関すること。
- (56) 指定管理者の指定に係る募集要項の策定並びに指定管理者が行う公の施設の管理に係る重要な申請等の承認及び改善指示等に関すること。
- (57) 重要な国又は府に対する意見書、要望書、計画書等の提出及び許認可の申請に関すること。
- (58) 協議会、実行委員会等への参画に係る規約の承認等に関すること（特に重要なものを除く。）。
- (59) 重要な市主催の儀式及び表彰に関すること。
- (60) 地縁による団体の認可に関すること。

危機管理監専決事項から建設局長専決事項まで 略

（部長専決事項）

第11条 部長は、次に定める事項について専決する。

各部長共通専決事項

- (1) 課長、部理事（区役所又は部に属する者に限る。）、副理事（区役所又は部に属する者に限る。）、参事（課に属する者を除く。）、総括参事役（課に属する者を除く。）、参事役（課に属する者を除く。）その他これらに準ずる職にある者の休暇、欠勤、遅参、早退及び出張（海外出張を除く。）並びに地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の承認に関すること。
- (2) 課長、部理事（区役所又は部に属する者に限る。）、副理事（区役所又は部に属する者に限る。）、参事（課に属する者を除く。）、総括参事役（課に属する者を除く。）、参事役（課に属する者を除く。）その他これらに準ずる職にある者の週休日の指定及び週休日の振替並びに休日及び休日の代休日の指定に関すること。
- (3) 所属職員の一斉休憩の除外に関すること。
- (4) 所属職員の実働待機命令に関すること。
- (5) 課長、部理事（区役所又は部に属する者に限る。）、副理事（区役所又は部に属する者に限る。）、参事（課に属する者を除く。）、総括参事役（課に属する者を除く。）、参事役（課に属する者を除く。）その他これらに準ずる職にある者の子の保育所その他これに類する保育施設等への送迎、同居の親族の看護又は介護、子（小学

- 校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までの子に限る。)の養育及び献血並びに骨髄バンク事業におけるドナー登録の申出に係る職務専念義務の免除の承認に関すること。
- (6) 所属職員の応嘱の承認及び応嘱に伴う職務専念義務の免除の承認に関すること。
 - (7) 所属職員の兼業及び兼職の許可（公共的団体の業務に従事する場合に限る。）に関すること。
 - (8) 課長、部理事（区役所又は部に属する者に限る。）、副理事（区役所又は部に属する者に限る。）、参事（課に属する者を除く。）、総括参事役（課に属する者を除く。）、参事役（課に属する者を除く。）その他これらに準ずる職にある者の旧姓使用の承認に関すること。
 - (9) 所属職員（課長補佐級以上の職員を除く。）の部内の転任に関すること。
 - (10) 会計年度任用職員の任免に関すること（本市の常勤の職員その他これと同等と認められる職員であった者に係るものを除く。）。
 - (11) 地方公務員法第28条第2項第1号の規定に基づく所属職員（会計年度任用職員に限る。）の休職に関すること（本市の常勤の職員その他これと同等と認められる職員であった者に係るものを除く。）。
 - (12) 所属職員のうち、法令に基づき特別の資格、名称等を有する者の任免に関すること。
 - (13) 時間外勤務及び休日勤務の実施計画に関すること。
 - (14) 国若しくは他の地方公共団体又はその他の研修機関の行う研修への所属職員の派遣（派遣期間が7日以上のものに限る。）に関すること。
 - (15) 1件10,000,000円以上100,000,000円未満の補助事業に係る事業計画に関すること。
 - (16) 1件1,000,000円以上の謝礼金その他報償費の支出に関すること。
 - (17) 費用弁償の額の決定及び支出に関すること（異例なものに限る。）。
 - (18) 交際費の支出に関すること。
 - (19) 予定価格（堺市契約規則第19条第1項ただし書の規定により単価についてその予定価格が定められる場合にあつては、契約期間中の予定総額をいう。第22号、第25号、第26号、第28号、第29号及び第51号において同じ。）1件10,000,000円以上20,000,000円未満の物件（不動産を除く。）の買入れ（印刷製本を含む。）に関すること。

- (20) 予定価格1件30,000,000円以上100,000,000円未満の不動産の買入れ（議決を要するものを除く。）に関する事。
- (21) 食糧費（弁当、茶、菓子の類を除く。）の支出に関する事。
- (22) 予定価格1件10,000,000円以上の物品の修繕に関する事。
- (23) 市政の広告に関する事。
- (24) 訴訟及び調停に係る委託料の支出に関する事。
- (25) 予定価格1件5,000,000円以上30,000,000円未満の調査研究、計画策定その他これに類するものの委託に関する事。
- (26) 予定価格（長期継続契約の場合は、初年度の年額。ただし、当該長期継続契約に係る契約期間のうち初年度に係る期間が12月に満たない場合において、当該契約期間が12月以上のときにあつては初年度の年額を12月当たりの額に換算した額とし、当該契約期間が12月未満のときにあつては初年度の年額を当該契約期間の全期間に係る額に換算した額とする。）1件20,000,000円以上100,000,000円未満の電算業務、施設の維持管理、事業その他の業務の委託及び受託に関する事。
- (27) 予定貸借料の年額又は総額（長期継続契約の場合は、初年度の年額。ただし、当該長期継続契約に係る契約期間のうち初年度に係る期間が12月に満たない場合において、当該契約期間が12月以上のときにあつては初年度の年額を12月当たりの額に換算した額とし、当該契約期間が12月未満のときにあつては初年度の年額を当該契約期間の全期間に係る額に換算した額とする。）が1件10,000,000円以上50,000,000円未満の物件の貸付け（公有財産の貸付けを除く。）及び借入れに関する事。
- (28) 予定価格1件20,000,000円以上100,000,000円未満の工事の施行及び施設等の修繕の施行に関する事。
- (29) 予定価格1件20,000,000円以上100,000,000円未満の工事の設計及び監理並びに測量、地質調査等に係る委託の施行に関する事。
- (30) 部長の専決に係る契約の予定価格及び最低制限価格の決定に関する事。
- (31) 1件20,000,000円以上100,000,000円未満の労働者派遣契約の締結に関する事（総務サービス課長に支出負担行為の依頼をしたものを除く。）
- (32) 1件5,000,000円以上30,000,000円未満の負担金、補助金等の支出（法令等において定めのあるもの及び定例的なものに限る。）に関する事。

- (33) 1件20,000,000円以上100,000,000円未満のガス、水道、電らん、道路等の復旧等に要する負担金及び給水装置工事に係る加入金の支出に関するること。
- (34) 扶助費の支出（法令等において定めのあるもの及び定例的なものに限る。）に関するること。
- (35) 1件10,000,000円以上50,000,000円未満の物件移転その他の補償に関するること。
- (36) 訴訟に係る供託金の支出に関するること。
- (37) 1件10,000,000円以上50,000,000円未満の貸付金の支出に関するること。
- (38) 1件10,000,000円以上の積立金の支出に関するること。
- (39) 法令等によりその義務に属する定例的な負担の決定に関するること。
- (40) 過年度支出（過誤納金の還付に係るものを除く。）に関するること。
- (41) 1件の金額又は評価価額が1,000,000円以上2,000,000円未満の寄附の収受に関するること。
- (42) 1件10,000,000円以上20,000,000円未満の物件（不用物品を除く。）の売払い及び交換に関するること。
- (43) 物品（重要物品を除く。）の無償譲渡及び減額譲渡に関するること。
- (44) 物品（重要物品を除く。以下この号において同じ。）の亡失に係る承認及び破損した物品の処分に関するること。
- (45) 損害額が1,000,000円以上の損害賠償の請求に関するること。
- (46) 使用料及び手数料の減免、徴収猶予及び還付に関するること。
- (47) 不納欠損処分の決定に関するること。
- (48) 負担金、補助金等の交付申請に関するること。
- (49) 部長以上の専決に係る契約の入札保証金及び契約保証金の額の決定、減額及び免除に関するること。
- (50) 部長以上の専決に係る契約の保証人の承認及び選任の免除並びに現場代理人の承認に関するること。
- (51) 予定価格1件20,000,000円以上の工事等の施行依頼に関するること。
- (52) 所管施設の休館（園・所）日及び開館（園・所）時間の変更並びに臨時休館（園・所）に関するること。

- (53) 公有財産の分類換え及び種別替えに関すること。
- (54) 公有財産の所管換え及び所属替えに関すること。
- (55) 行政財産の目的外使用許可に関すること（軽易な物件の設置に係るもの、短期使用に係るもの及び既に目的外使用の許可をした行政財産について引き続きその使用を許可することを除く。）。
- (56) 既に目的外使用料の減免をした行政財産について、引き続きその使用料を減免すること（減免基準が明確なものに限り、軽易な物件の設置に係るものを除く。）。
- (57) 行政財産の貸付けに関すること（軽易な物件の設置に係るもの及び既に貸付けの承認をした物件について引き続きその貸付けをすることを除く。）。
- (58) 予定賃貸借料の年額又は総額が1件10,000,000円以上の普通財産の貸付けに関すること。
- (59) 既に貸付けの承認をした物件（行政財産である土地を除く。）について引き続き無償貸付け及び減額貸付けをすること。
- (60) 行政不服審査法に基づく審理員の指名等に関すること。
- (61) 訴訟、調停、和解等における指定代理人の指定の変更に関すること（人事異動に伴うものに限る。）。
- (62) 支払督促及び仮執行宣言の申立て並びにこれらに基づく強制執行に関すること（代理人の選任を含む。）。
- (63) 債権の履行期限の繰上げに関すること（債務者の破産手続開始に係るものを除く。）。
- (64) 債権の保全及び取立ての停止に関すること（停止に関する基準が明確なものを除く。）。
- (65) 債権の履行期限を延長する特約又は処分に関すること（延長に関する基準が明確なものを除く。）。
- (66) 重要物品の不用決定及び不用決定後の処分に関すること。
- (67) 被表彰者の選定（市功労者の選定その他これに準ずるものを除く。）及び推薦に関すること。
- (68) 規則及び規程の様式の改正及び制度の変更に伴う規定の改正に関すること。
- (69) 電子情報処理組織による処分通知等の方式の決定に関すること。
- (70) 公文書公開、自己情報の開示等の可否の決定に関すること。
- (71) 行政機関等匿名加工情報の作成、提案に対する審査並びに利用に係る契約の締結

及び解除に関すること。

(72) パブリックコメントに係る手続の実施に関すること。

(73) 附属機関への諮問等に関すること（定例的又は軽易なものに限る。）。

(74) 協定、覚書等の締結に関すること（重要なものを除く。）。

(75) 指定管理者が行う公の施設の管理に係る申請等の承認に関すること（重要なものを除く。）。

(76) 国又は府に対する意見書、要望書、計画書等の提出及び許認可の申請に関すること（重要なものを除く。）。

(77) 市の後援名義の承認に関すること。

(78) 講習会、展示会その他これらに類する催物等（重要なもの及び新規のものに限る。）の開催及び共催に関すること。

(79) 定例的な市主催の儀式及び表彰に関すること。

(80) 重要な通知、報告、依頼、届出、照会、回答等に関すること。

(81) 重要な届出、報告等に係る文書の受理並びに文書の経由及び進達に関すること。

政策企画部長専決事項から公園緑地部長専決事項まで 略

副区長（南区役所にあつては、自治推進課を所管する副区長）専決事項

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関すること。

会計室長専決事項 略

（課長専決事項）

第12条 課長は、次に定める事項について専決する。

各課長共通専決事項

(1) 所属職員の休暇、欠勤、遅参、早退及び出張（海外出張及び係長専決事項に定める出張を除く。）並びに地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の承認に関すること。

(2) 所属職員の週休日の指定及び週休日の振替並びに休日、休日の代休日及び時間外勤務代休時間の指定に関すること。

(3) 所属職員の子の保育所その他これに類する保育施設等への送迎、同居の親族の看護又は介護、子（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までの子に限る。）の養育及び献血並びに骨髄バンク事業におけるドナー登録の申出に係る職務専念義務の免除の承認に関すること。

(4) 所属職員の旧姓使用の承認に関すること。

- (5) 法令に基づく立入検査証その他職務権限に関する職員証票の交付に関すること。
- (6) 実施計画に基づき、時間外勤務又は休日勤務を命ずること。
- (7) 所管施設の宿日直を命ずること。
- (8) 国若しくは他の地方公共団体又はその他の研修機関の行う研修への所属職員の派遣（派遣期間が6日以内のものに限る。）に関すること。
- (9) 1件10,000,000円未満の補助事業に係る事業計画に関すること。
- (10) 共済費の支出に関すること。
- (11) 1件1,000,000円未満の謝礼金その他報償費の支出に関すること。
- (12) 費用弁償の額の決定及び支出に関すること（異例なものを除く。）。
- (13) 予定価格(堺市契約規則第19条第1項ただし書の規定により単価についてその予定価格が定められる場合にあつては、契約期間中の予定総額をいう。第18号、第20号、第21号、第24号、第25号及び第53号において同じ。)1件10,000,000円未満の物件（不動産を除く。）の買入れ（印刷製本を含む。）に関すること。
- (14) 予定価格1件30,000,000円未満の不動産の買入れに関すること。
- (15) 1件10,000,000円未満の物件（不用物品を除く。）の売払い及び交換に関すること。
- (16) 食糧費（弁当、茶、菓子の類に限る。）の支出に関すること。
- (17) 光熱水費の支出に関すること。
- (18) 予定価格1件10,000,000円未満の物品の修繕に関すること。
- (19) 運搬、保管その他の役務の提供（市政の広告を除く。）及び保険契約（財産活用課長専決事項に定める保険契約を除く。）の締結に関すること。
- (20) 予定価格1件5,000,000円未満の調査研究、計画策定その他これに類するものの委託に関すること。
- (21) 予定価格（長期継続契約の場合は、初年度の年額。ただし、当該長期継続契約に係る契約期間のうち初年度に係る期間が12月に満たない場合において、当該契約期間が12月以上のときにあつては初年度の年額を12月当たりの額に換算した額とし、当該契約期間が12月未満のときにあつては初年度の年額を当該契約期間の全期間に係る額に換算した額とする。）1件20,000,000円未満の電算事務、施設の維持管理、事業その他の業務の委託及び受託に関すること。
- (22) 予定賃貸借料の年額又は総額（長期継続契約の場合は、初年度の年額。ただし、

- 当該長期継続契約に係る契約期間のうち初年度に係る期間が12月に満たない場合において、当該契約期間が12月以上のときにあっては初年度の年額を12月当たりの額に換算した額とし、当該契約期間が12月未満のときにあっては初年度の年額を当該契約期間の全期間に係る額に換算した額とする。)が1件10,000,000円未満の物件の貸付け(公有財産の貸付けを除く。)及び借入れ並びに無償借入れに関すること。
- (23) 随意契約によることができる契約に関する規則(昭和57年規則第49号)に基づき1件2,500,000円以下の工事及び製造の請負契約並びに1件1,000,000円以下の工事の設計等の委託契約を締結すること(契約課で締結するものを除く。)
- (24) 予定価格1件20,000,000円未満の工事の施行及び施設等の修繕の施行に関すること。
- (25) 予定価格1件20,000,000円未満の工事の設計及び監理並びに測量、地質調査等に係る委託の施行に関すること。
- (26) 課長の専決に係る契約の予定価格及び最低制限価格の決定に関すること。
- (27) 1件20,000,000円未満の労働者派遣契約の締結に関すること(総務サービス課長に支出負担行為の依頼をしたものを除く。)
- (28) 1件5,000,000円未満の負担金、補助金等の支出(法令等で定めのあるもの及び定例的なものに限る。)に関すること。
- (29) 官公庁又は各種団体に対する定例的な会費及び研修会等の出席負担金の支出に関すること。
- (30) 1件20,000,000円未満のガス、水道、電らん、道路等の復旧等に要する負担金及び給水装置工事に係る加入金の支出に関すること。
- (31) 1件10,000,000円未満の物件移転その他の補償に関すること。
- (32) 1件10,000,000円未満の貸付金の支出に関すること。
- (33) 1件10,000,000円未満の積立金の支出に関すること。
- (34) 公課費の支出に関すること。
- (35) 堺市職員等の旅費に関する条例(平成6年条例第4号)第3条第4項に基づく旅行の依頼及び同条第5項に基づく旅行に関すること。
- (36) 1件の金額又は評価価額が1,000,000円未満の寄附の収受に関すること。
- (37) 収入金の調定及び納入(税)通知書の発行に関すること。

- (38) 督促及び催告に関すること。
- (39) 債権の履行期限の繰上げに関すること(債務者の破産手続き開始に係るものに限る。)
- (40) 債権の保全及び取立ての停止に関すること(停止に関する基準が明確なものに限る。)
- (41) 債権の履行期限を延長する特約又は処分に関すること(延長に関する基準が明確なものに限る。)
- (42) 保険金の請求に関すること。
- (43) 損害額が1,000,000円未満の損害賠償の請求に関すること。
- (44) 使用料及び手数料の減免、徴収猶予及び還付に関すること(当該減免等に関する基準が明確なものに限る。)
- (45) 過誤納金及び保証金品の還付に関すること。
- (46) 国又は府に対する補助金等の返還に関すること。
- (47) 負担金、補助金等の請求及び精算に関すること。
- (48) 負担金、補助金等の支出に係る精算に関すること。
- (49) 資金前渡及び概算払の精算に関すること。
- (50) 繰替払に関すること。
- (51) 課長の専決に係る契約の入札保証金及び契約保証金の額の決定、減額及び免除に関すること。
- (52) 課長の専決に係る契約の保証人の承認及び選任の免除並びに現場代理人の承認に関すること。
- (53) 予定価格1件20,000,000円未満の工事等の施行依頼に関すること。
- (54) 所管に属する施設(市営住宅を除く。)の使用許可に関すること。
- (55) 行政財産の目的外使用許可に関すること(軽易な物件の設置に係るもの、短期使用に係るもの及び既に目的外使用の許可をした行政財産について引き続きその使用を許可することに限る。)
- (56) 軽易な物件の設置に係る行政財産の目的外使用料の減免に関すること(新規については、減免に関する基準が明確なものに限る。)
- (57) 行政財産の貸付けに関すること(軽易な物件の設置に係るもの及び既に貸付けの承認をした物件について引き続きその貸付けをすることに限る。)
- (58) 予定賃貸借料の年額又は総額が1件10,000,000円未満の普通財産の貸

付けに関すること。

- (59) 異なる会計間における使用承認使用料の減免に関すること(減免に関する基準が明確なものに限る。)
- (60) 公有財産を他の所管に係る事務事業の用に供するため、その使用を承認すること。
- (61) 物品(重要物品を除く。)の不用決定及び不用決定後の処分に関すること。
- (62) 物品の管理換えに関すること。
- (63) 法規又は公簿による証明に関すること。
- (64) 不動産の登記手続に関すること。
- (65) 土地の調査、測量、立入り及び境界確認に関すること。
- (66) 講習会、展示会その他これらに類する催物等(重要なもの及び新規のものを除く。)の開催及び共催に関すること。
- (67) 規則の公布手続に関すること。
- (68) 要綱等の様式の改正及び制度の変更に伴う規定の改正に関すること。
- (69) 法令等に基づく告示、公告及び文書の公示送達に関すること。
- (70) 電子情報処理組織による申請等の方法の決定に関すること。
- (71) 軽易な通知、報告、依頼、届出、照会、回答等に関すること。
- (72) 軽易な届出、報告等に係る文書の受理並びに文書の経由及び進達に関すること。

総務担当課長(局の総合調整を担当する課長をいい、危機管理課長、ICT政策担当課長、企画推進担当課長、企画総務課長、西区役所総務課長、南区役所総務課長及び出納課長を含む。)共通専決事項(別に定めるものを除く。)

- (1) 支出(総務サービス課長に支出負担行為の依頼をしたもの及び退職手当の支出に係るものを除く。)、戻入(総務サービス課長に支出負担行為の依頼をした給与その他の給付に係る支出に伴い命ずるものを除く。)、払戻及び振替を命ずること。
- (2) 1件20,000,000円未満の歳出予算を目節の間において流用すること。

市政情報課長専決事項から公園監理課長専決事項まで 略

企画総務課長(西区役所にあつては総務課長、南区役所にあつては区政企画室長)専決事項

- (1) 所管に係る児童及び生徒の就学通知に関すること。

市民課長専決事項

- (1) 住民基本台帳に係る届書及び通知書の受理及び発送に関すること。
- (2) 住民基本台帳の職権記載に関すること。

- (3) 印鑑の届出の受理及び通知書の発送に関する事。
- (4) 自動車の臨時運行の許可に関する事。
- (5) 戸籍の届書、報告書及び申請書の受理及び発送に関する事。
- (6) 戸籍法（昭和22年法律第224号）による職権記載等に関する事。
- (7) 民事処分及び刑事処分の通知等に関する事。
- (8) 埋火葬の許可に関する事。
- (9) 出入国管理に係る中長期の在留等の届出、申請等の経由、通知等に関する事。
- (10) 住居表示の付番に関する事。
- (11) 所管に係る児童及び生徒の就学通知に関する事。
- (12) 一般旅券の発給等に係る申請、届出等の受理及び一般旅券の交付等に関する事
（堺区役所の市民課長に限る。）。

保険年金課長専決事項

- (1) 国民健康保険の被保険者資格の取得及び喪失の決定に関する事。
- (2) 国民健康保険被保険者証、高齢者受給者証、標準負担額減額認定証等の交付に関する事。
- (3) 国民健康保険被保険者資格証明書の交付に関する事。
- (4) 国民健康保険料の賦課及び更正決定に関する事。
- (5) 国民健康保険料の徴収に関する事。
- (6) 国民健康保険料の督促に関する事。
- (7) 国民健康保険料及び延滞金の減免に関する事。
- (8) 国民健康保険料の徴収金の徴収猶予及び換価猶予に関する事。
- (9) 国民健康保険料の繰上徴収に関する事。
- (10) 国民健康保険料の徴収金に係る財産差押えに関する事。
- (11) 国民健康保険料の徴収金に係る交付要求及び参加差押えに関する事。
- (12) 国民健康保険料の徴収金に係る滞納処分の停止に関する事。
- (13) 国民健康保険料の徴収に関する登記、登録等の嘱託に関する事。
- (14) 国民健康保険料に係る過誤納金の還付及び充当に関する事。
- (15) 国民健康保険に係る一部負担金の減免及び徴収猶予に関する事。
- (16) 国民年金被保険者の資格得喪等の届出及び申出の受理及び送付に関する事。
- (17) 国民年金保険料の免除申請及び付加保険料納付の申出の受理及び送付に関する事。

- (18) 基礎年金、老齢福祉年金等の請求書及び諸届の受理及び送付に関する事。
- (19) 年金手帳の再交付申請の受理及び送付に関する事。
- (20) 特別障害給付金に係る請求書等の受理及び送付に関する事。
- (21) 国民健康保険の給付（保険医療機関等に支払うものを除く。）に関する事。
- (22) 出産費資金貸付金の貸付け及び償還に関する事。
- (23) 重度障害者医療、ひとり親家庭医療又は子ども医療に係る医療証の交付及び重度障害者医療、老人医療、ひとり親家庭医療又は子ども医療に係る医療費等（保険医療機関等に支払うものを除く。）の支給決定に関する事。
- (24) 後期高齢者医療保険料の徴収に関する事。
- (25) 後期高齢者医療保険料に係る過誤納金の還付及び充当に関する事。
- (26) 後期高齢者医療保険料の督促に関する事。
- (27) 後期高齢者医療保険料及び延滞金の減免に関する事。
- (28) 後期高齢者医療保険料の徴収金の換価猶予に関する事。
- (29) 後期高齢者医療保険料の繰上徴収に関する事。
- (30) 後期高齢者医療保険料の徴収金に係る財産差押えに関する事。
- (31) 後期高齢者医療保険料の徴収金に係る交付要求及び参加差押えに関する事。
- (32) 後期高齢者医療保険料の徴収金に係る滞納処分の停止に関する事。
- (33) 後期高齢者医療保険料の徴収に関する登記、登録等の嘱託に関する事。

生活援護課長（堺保健福祉総合センターにあっては、生活援護第一課長及び生活援護第二課長）専決事項

- (1) 保健福祉総合センター所長事務委任規則（平成18年規則第46号）により保健福祉総合センター所長に委任された事務（以下この条において「所長委任事務」という。）のうち、生活保護法に基づく申請又は職権による保護の変更に関する事。
- (2) 所長委任事務のうち、生活保護法に基づく相談、助言、立入調査及び受診命令に関する事。
- (3) 所長委任事務のうち、生活保護法に基づく保護の方法に関する事。
- (4) 所長委任事務のうち、生活保護法に基づく届出の受理に関する事。
- (5) 所長委任事務のうち、生活保護法に基づく費用の返還及び徴収に係る方法の決定、遺留金品の処分並びに保護金品の返還の免除に関する事。
- (6) 所長委任事務のうち、生活保護法に基づく損害賠償の請求に関する事。
- (7) 生活保護法に基づく費用の支出に関する事。

地域福祉課長専決事項

- (1) 所長委任事務のうち、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく措置、指導、調査、届出の受理等並びにこれらに準ずる措置等に関すること。
- (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第13条の規定に基づく事務に関すること。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付（自立支援医療費に係るものを除く。）及び地域生活支援事業の支給決定等に関すること（身体障害者（児）及び知的障害者（児）に係るものに限る。）。
- (4) 障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の支給決定等に関すること（美原区役所を除く区役所にあつては、精神に障害のある児童及び難病等の児童に係る放課後等デイサービスに関するものを除く。）。
- (5) 肢体不自由児通所医療費並びに障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給決定等に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく措置等及びこれらに準ずる措置等の決定、便宜の供与その他障害者（児）に係る福祉サービスの支給決定等に関すること。
- (7) 老人福祉法第32条又は知的障害者福祉法第28条の規定による後見開始等の審判の請求等に関すること。
- (8) 前号に要する費用の支出並びに求償及び徴収に関すること。
- (9) 所管に係る成年後見制度利用支援給付金の交付等に関すること。
- (10) 児童福祉法の規定による措置等に関すること。
- (11) 介護保険被保険者証の交付、検認及び更新に関すること。
- (12) 職権による被保険者資格の取得及び喪失の決定に関すること。
- (13) 介護保険料の賦課及び更正決定に関すること。
- (14) 介護保険料の賦課に対する減免申請に関すること。
- (15) 介護保険料の徴収金の徴収猶予及び換価猶予に関すること。
- (16) 介護保険料の徴収金に係る財産差押えに関すること。
- (17) 介護保険料の徴収金に係る交付要求及び参加差押えに関すること。

- (18) 介護保険料の徴収金に係る滞納処分 of 停止に関する事。
- (19) 介護保険法に基づく保険給付の制限及び解除に関する事。
- (20) 介護保険料の徴収に関する登記、登録等の嘱託に関する事。
- (21) 介護給付費、第 1 号事業支給費等の支給決定及び返還（長寿社会部長専決事項及び介護保険課長専決事項に係るものを除く。）並びに高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費の受領委任払の承認に関する事。
- (22) 介護保険に係る負担割合、負担限度額認定等の決定、介護保険負担割合証等の交付等に関する事。
- (23) 介護保険の利用者負担額の減免に関する事。
- (24) 要介護認定等の決定、更新及び取消しに関する事。
- (25) 要介護認定等に係る診断命令に関する事。
- (26) 給付管理票の作成等に関する事。
- (27) 精神障害者保健福祉手帳の申請及び交付の経由に関する事（美原区役所の地域福祉課長に限る。）。
- (28) 身体障害者手帳無料診断受診申請書の受理及び進達に関する事。
- (29) 精神障害者保健福祉手帳診断書料給付申請書の受理及び進達に関する事（美原区役所の地域福祉課長に限る。）。
- (30) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費（更生医療に限る。）の申請の経由に関する事。
- (31) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費（精神通院医療に限る。）の申請の経由に関する事（美原区役所の地域福祉課長に限る。）。

子育て支援課長専決事項

- (1) 所長委任事務のうち、児童福祉法又は母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく措置、指導、調査、届出の受理、便宜の供与その他これらに準ずる措置等に関する事。
- (2) 所長委任事務のうち、子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付（同法第 30 条の 4 第 1 項第 1 号の小学校就学前子どもに係るものを除く。）に係る認定、変更の認定、認定の取消し及び届出の受理に関する事。
- (3) 所長委任事務のうち、子ども・子育て支援法の規定により市が定める額に基づく徴収すべき額の決定及び支払を命ずる額の決定に関する事。

- (4) 子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業の実施に関する事。
- (5) 母子父子寡婦福祉資金（母子・父子福祉団体に対するものを除く。）の貸付け、償還、徴収等に関する事。
- (6) 児童扶養手当の認定に関する事。
- (7) 児童扶養手当証書の交付に関する事。
- (8) 児童手当の認定に関する事。
- (9) 子ども手当の認定に関する事。
- (10) 堺市DV被害者等自立支援金の支給に関する事（女性相談に係るものに限る。）。
- (11) 助産の支出に関する事。
- (12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療（育成医療に限る。）の給付の申請の受理及び進達に関する事。
- (13) 母子保健法に基づく未熟児養育医療の医療給付の申請の受理及び進達に関する事。
- (14) 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金の支給決定に関する事。
- (15) 産後ケア事業の利用の決定に関する事。
- (16) 児童福祉法に基づく子育て短期支援事業の利用の決定、勸奨及び措置に関する事。

出納課長専決事項 略

（事業所の長等の専決事項）

第13条 次に掲げる職員は、第11条の各部長共通専決事項として定める事項について専決する。

東京事務所長 博物館副館長 クリーンセンター所長（第1号から第8号までに定めるものに限る。） 保健所次長 子ども相談所長 保健福祉総合センター所長（南区役所を除く。）

2 前項の職員のうち、次に掲げる職員は、同項に定めるもののほか、次に定める事項について専決する。

子ども相談所長専決事項

- (1) 児童福祉法第33条の6第1項又は第3項の規定による児童自立生活援助の実施の決定に関する事。

3 次に掲げる職員は、前条の各課長共通専決事項として定める事項について専決する。

東京事務所次長 消費生活センター所長 平和と人権資料館長 東工場長 浄化ステー

ション所長 環境事業所長 障害者更生相談所長 斎場長 こころの健康センター次長
(第8号に定めるものを除く。) 衛生研究所次長 動物指導センター所長 生活衛生セ
ンター所長 子ども相談所次長(育成相談課管理係の所掌に係る事項に限る。) 一時保
護所長 港湾事務所長 地域整備事務所長 自転車対策事務所長 公園事務所長 市民
センター所長 保健センター所次長(第8号に定めるものを除く。)

4から9まで 略

10 保健センター所長は、次に定める事項について専決する。

- (1) 保健センター所次長の休暇、欠勤、遅参、早退及び出張(海外出張を除く。)並びに地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の承認に関する事。
- (2) 保健センター所次長の週休日の指定及び週休日の振替並びに休日及び休日の代休日の指定に関する事。
- (3) 保健センター所次長の子の保育所その他これに類する保育施設等への送迎、同居の親族の看護又は介護、子(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までの子に限る。)の養育及び献血並びに骨髄バンク事業におけるドナー登録の申出に係る職務専念義務の免除の承認に関する事。
- (4) 保健センター所次長の旧姓使用の承認に関する事。
- (5) 国若しくは他の地方公共団体又はその他の研修機関の行う研修への所属職員の派遣(派遣期間が6日以内のものに限る。)に関する事。
- (6) 健康増進法に基づく栄養の改善及びその他の生活習慣の改善に関する相談、必要な栄養指導その他の保健指導及びこれらに付随する業務の実施に関する事。
- (7) 健康増進法に基づく健康増進事業の実施(個別方式で実施する健(検)診を除く。)に関する事。
- (8) 健康増進法に基づく健(検)診の無料受診券及び受診券の発行並びに健(検)診後の追跡調査に関する事。
- (9) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核に係る定期健康診断の実施に関する事。
- (10) 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく定期及び臨時の予防接種の実施に関する事。
- (11) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者又はその家族からの相談及びこれらの者への指導に関する事。

- (12) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく後見開始等の審判の請求等に関すること。
- (13) 前号に要する費用の支出並びに求償及び徴収に関すること。
- (14) 所管に係る成年後見制度利用支援給付金の交付等に関すること。
- (15) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神障害者の医療保護入院の同意を行うこと。
- (16) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく申請、届出、報告等の経由に関すること（美原保健センター所長にあつては、精神障害者保健福祉手帳の申請及び交付の経由を除く。）。
- (17) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付（自立支援医療費に係るものを除く。）及び地域生活支援事業の支給決定等に関すること（精神障害者及び難病患者等に係る事項に限る。）（美原保健センター所長を除く。）。
- (18) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療（精神通院医療に限る。）の申請の経由に関すること（美原保健センター所長を除く。）。
- (19) 母子保健法に基づく保健指導、新生児訪問指導及び健康診査並びに乳児家庭全戸訪問事業の実施に関すること。
- (20) 母子保健法に基づく妊娠の届出の受理及び母子健康手帳の交付に関すること。
- (21) 母子保健法に基づく妊産婦の訪問指導の実施、低体重児の届出の受理及び未熟児の訪問指導の実施に関すること。
- (22) 介護保険法に基づく通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業、介護予防普及啓発事業及び地域介護予防活動支援事業の実施に関すること。
- (23) 障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の支給決定等に関すること（精神に障害のある児童及び難病等の児童に係る放課後等デイサービスに関するものに限る。）（美原保健センター所長を除く。）。
- (24) こども健康手帳の交付に関すること。
- (25) 妊産婦及び乳児の健康診査受診票の交付並びに助成申請の経由に関すること。
- (26) 保健所等ボランティア通訳の登録の決定及び取消しに関すること。
- (27) 精神障害者保健福祉手帳診断書料給付申請書の受理及び進達に関すること（美原保健センター所長を除く。）。

- (28) 不育症検査費用助成事業の助成申請の経由に関する事
- (29) 小児慢性特定疾病医療費の支給申請及び日常生活用具の給付申請の経由に関する事
- (30) 特定医療費の支給認定に係る申請等の経由に関する事
- (31) 大阪府特定疾患医療受給者証交付申請等の経由に関する事
- (32) 原爆被爆者健康手帳交付申請その他の各手当の経由に関する事
- (33) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査の無料受診券の発行(再発行を含む。)及び特定保健指導の実施に関する事
- (34) 所管の検診等に係る検診料及び一部負担金の免除に関する事

(係長専決事項)

第14条 係長(グループ制を敷く組織にあつては、課長がグループのリーダーとして指名する課長補佐、主幹又は主査)は、次に定める事項について専決する。

- (1) 所属職員の市内の出張(旅費の支出が伴わないものに限る。)に関する事
- (2) 公簿を閲覧させる事
- (3) 定例的かつ軽易な文書の経由及び進達に関する事
- (4) 定例的かつ軽易な報告、依頼、届出、照会及び回答に関する事

2 総務担当課の経理を担当する係長(グループ制を敷く組織にあつては、経理を担当するグループのリーダーとして課長が指名する課長補佐、主幹又は主査)は、次に定める事項について専決する。

- (1) 1,000,000円未満の支出命令に関する事

3 総務サービス課長が指名する主査は、次に定める事項について専決する。

- (1) 職員の出退勤の記録の整理に関する事
- (2) 職員に係る諸証明に関する事

(補助執行事務等に係る専決事項)

第15条 この規則において市長の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる事項については、それぞれ当該各号に定める職員に補助執行させ、専決処理させるものとする。

- (1) 第10条中各局長共通専決事項 会計管理者、教育次長、教育監
- (2) 第11条中各部長共通専決事項 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、人事委員会事務局長、教育委員会事務局の部長及び担当部長、教育センター所長、中央図書館長
- (3) 第12条中各課長共通専決事項 選挙管理委員会事務局次長、監査委員事務局監査

課長、農業委員会事務局次長、人事委員会事務局次長、教育委員会事務局の課長及び室長、教育機関の長（学校（園）長及び前号に定める教育機関の長を除く。）

(4) 第12条中総務担当課長共通専決事項 教育委員会事務局総務課長、選挙管理委員会事務局次長、監査委員事務局監査課長、農業委員会事務局次長、人事委員会事務局次長

(5) 前条第2項に規定する総務担当課の経理担当係長等専決事項 教育委員会事務局総務課財務係長、選挙管理委員会事務局総務係長、人事委員会事務局調査係長、監査委員事務局監査課及び農業委員会事務局の課長補佐、主幹又は主査（経理を担当するグループのリーダーとして課長が指名する者に限る。）

(6) 教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。）の教職員に係る次に掲げる事項
教職員企画課長

ア 児童手当の認定に関すること。

イ 給与その他の給付の支出に関すること。

ウ 退職手当の支出に関すること。

(7) 次に掲げる事項 学校給食課長

ア 学校給食費の減免及び還付に関すること。

イ 学校給食費に係る過誤納金の充当に関すること。

(8) 学校（園）長の専決に係る過年度支出（過誤納金の還付に係るものを除く。）に関する事項 学校管理部長

(9) 次に掲げる事項 学校（園）長

ア 1件100,000円以下の謝礼金その他報償費の支出に関すること。

イ 予定価格（堺市契約規則第19条第1項ただし書の規定により単価についてその予定価格が定められる場合にあつては、契約期間中の予定総額をいう。以下この号において同じ。）1件300,000円以下の物品（教員用の教科書及び指導書並びに図書を除く。）の買入れ（印刷製本を含む。）及び修繕に関すること。

ウ 教員用の教科書及び指導書の買入れ並びに軽易な役務の提供に関すること。

エ 予定価格1件1,600,000円以下の図書の買入れに関すること。

オ 予定価格（長期継続契約の場合は、初年度の年額。ただし、当該長期継続契約に係る契約期間のうち初年度に係る期間が12月に満たない場合において、当該契約期間が12月以上のときにあつては初年度の年額を12月当たりの額に換算した額とし、当該契約期間が12月未満のときにあつては初年度の年額を当該契約期間の全期間

に係る額に換算した額とする。) 1件500,000円以下の物件(不動産にあつては、一時使用に係る駐車場に限る。)の使用及び借入れに関すること。

カ 予定価格1件500,000円以下の施設及び設備の修繕に関すること。

キ 予定価格(長期継続契約の場合は、初年度の年額。ただし、当該長期継続契約に係る契約期間のうち初年度に係る期間が12月に満たない場合において、当該契約期間が12月以上のときにあつては初年度の年額を12月当たりの額に換算した額とし、当該契約期間が12月未満のときにあつては初年度の年額を当該契約期間の全期間に係る額に換算した額とする。)1件300,000円以下の業務委託(学校施設の維持管理及び廃棄物処理並びに労働者派遣に係るものを除く。)に関すること。

ク 1件100,000円以下の研修会等の出席負担金の支出に関すること。

2 前項第1号から第4号までの規定により当該各号に定める職員が専決処理すべきものとされた事項については、事務執行上適当と認めるときは、その範囲を指定して、同項第1号に規定する事項を理事に、同項第2号に規定する事項を部理事に、同項第3号及び第4号に規定する事項を副理事又は参事に補助執行させ、専決処理させることができる。

3 この規則において市長の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる事項については、議会局の職員を市長事務部局の職員として辞令を用いて発令することなく併任し、それぞれ当該各号に定める職員に専決処理させるものとする。

(1) 第10条中各局長共通専決事項並びに堺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成13年規則第27号)第3条に規定する政務活動費交付申請書等の受理に関すること、同規則第4条に規定する政務活動費の額の決定等に関すること及び同規則第5条に規定する政務活動費交付請求書の受理に関すること。 議会局長

(2) 第11条中各部長共通専決事項 議会局次長

(3) 第12条中各課長共通専決事項 議会局の課長

(4) 第12条中総務担当課長共通専決事項 議会局政策総務課長

(5) 前条第2項に規定する総務担当課の経理担当係長専決事項 議会局政策総務課の経理を担当する係長

(市長の権限に属する事務の本庁への事務移管等)

第16条 区役所の課長、市民センター所長、保健センター所長及び保健センター所次長は、市長の権限に属する事務の執行において、次の各号のいずれかに該当する事項があるときは、区長の決裁を受けたのち、当該案件を本庁の当該業務の指導及び調整を所管する部局(以下「本庁所管部局」という。)に移管するものとする。

- (1) 介護保険に係る減免申請並びに徴収に関する特例処理及び換価猶予に関するもののうち、法令等において事務処理の基準が明確でないもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が全市的に統一した処理を行う必要がある等の理由により、本庁に移管すべきと判断したもの
(委任事務に係る本庁との協議等)

第17条 区長又は保健福祉総合センター所長の委任事務の執行において、専決権限を有する者は、次の各号のいずれかに該当する事項があるときは、本庁所管部局に事前に協議し、その結果に基づき専決するものとする。

- (1) 特に重要又は異例に属するもの
 - (2) 全市的に統一した処理が必要となるもの
- 2 区長又は保健福祉総合センター所長の委任事務の執行において、課長は、不服申立て(行政不服審査法等の法令に基づくものに限る。)があったときは、区長の委任事務については区長に、保健福祉総合センター所長の委任事務については同所長に指示を受け、当該案件を処理しなければならない。

附 則 略

○堺市区行政の推進に関する規程

平成12年2月10日

庁達第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、本市における区行政を積極的に推進するに当たり、区民の意見を反映しつつ、区域の実情に応じた区行政の実現を図るため、区域内において本市が実施する事務事業に関し、事業部局（区域内において実施する事務事業を所管する局又は部をいう。以下同じ。）と区役所及び各区役所間の連絡調整を円滑に行うことについて必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 事業部局の長及び区長は、区域内における事務事業の計画策定及び実施に当たっては、相互に協力して、その円滑な推進を図るよう努めなければならない。

(情報の提供及び協議)

第3条 事業部局の長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、関係する区長にこれを通知し、当該区長の求めに応じて協議するものとする。

- (1) 事務事業の計画を策定し、若しくは実施する場合又は事務事業の重要な変更を行う場合
- (2) 事務事業を実施するに際して、自治会その他の団体の協力を得る場合
- (3) 住民から事業部局に対して直接陳情等がなされた場合及びこれらに対する回答をする場合
- (4) 主要な工事に着手する場合及び当該工事が完成した場合
- (5) 催事、講演会その他これらに類する行事を実施する場合

(相互の連携)

第4条 区長は、その所管する区域（以下「所管区域」という。）内の事務事業に関する住民の意見、要望その他所管区域に関する情報等を事業部局の長に対して積極的に提供しなければならない。

- 2 区長は、所管区域内の実情に応じた区行政を推進するため、事業部局の長に対し、事務事業に関する説明若しくは資料の提供を求め、又は事務事業について意見を述べる事ができる。
- 3 区長は、事業部局の所管区域における広報活動に積極的に協力するものとする。

(他の行政機関等との連携)

第5条 区長は、所管区域内の総合的な公共サービスの推進を図るため、当該区域内の他の行政機関及び公共機関との緊密な連携に努めなければならない。

(区長会議)

第6条 区行政の推進を図り、事業部局と区役所及び各区役所間において連絡調整を要する重要事項の協議を行うため、区長会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、各区役所に共通する事務事業等の課題に関し、所管する事業部局の長に対して、計画の策定及び実施並びに計画の実施に要する予算について意見を述べることができる。

(委任)

第7条 この規程の施行並びに会議の組織及び運営について必要な事項は、市民人権局長が定める。

附 則 略

○堺市区長会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、堺市区行政の推進に関する規程（平成12年庁達第1号）第7条の規定に基づき、区長会議の組織及び運営について必要な事項を定める。

(構成)

第2条 区長会議は、市民人権局長及び区長の職にある者をもって構成する。

2 市長及び副市長は、必要に応じて区長会議の会議に出席するものとする。

(座長及び副座長)

第3条 区長会議に座長及び副座長を置き、座長は市民人権局長の職にある者を、副座長は堺区長の職にある者をもって充てる。

2 座長は、区長会議を主宰し、議事その他の会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 区長会議の会議は、必要に応じて、座長が招集する。

(関係職員の出席)

第5条 座長は、必要があると認めるときは、関係部局の職員の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 区長会議の庶務は、区政推進課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、区長会議の運営について必要な事項は、座長が定める。

附 則 略

○堺市区政策会議に関する条例

令和3年3月31日

条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、区民等の意見を反映しつつ、区ごとの実情及び特性に応じた政策形成を進め、もって特色ある区行政の実現に資するため、区における区政策会議の開催等に関する基本的事項を定める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民等 区の区域内に住所を有し、又は当該区域内に存する学校、事業所等に通学し、若しくは通勤する者及び当該区域内において公益的活動、事業活動等を行う者をいう。
- (2) 区政策会議 区の区域内において市が実施する施策等について、次条第1項各号に掲げる者から意見を聴取するために開催する会合をいう。

(区政策会議の開催に係る基準)

第3条 区長は、区政策会議を開催し、次に掲げる者から意見を聴取するものとする。この場合において、区長は、公平性及び透明性が確保され、並びに区民等の多様な意見が適切に反映されるよう、その構成に留意しなければならない。

- (1) 公益的活動を行う区民等
- (2) 区長が行う公募に応じた区民等
- (3) 学識経験者その他専門的知識を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、区長が適当と認める者

2 前項の規定により意見を聴取することができる事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 区における施策、事業等に係る総合的な計画の策定及び改定に関する事項
- (2) 市が実施する主要な施策、事業等の方向性、方針及び評価等に関する事項（前号に掲げる事項を除く。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 前2項に定めるもののほか、区政策会議は、規則で定める基準に従い開催するものとする。

(区政策会議の意見の反映等)

第4条 区長は、区政策会議における意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。この場合において、市長その他執行機関は、必要があると認めるときは、当該措置に配慮するよう努めるものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 略

○堺市区政策会議に関する条例施行規則

令和3年3月31日

規則第52号

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市区政策会議に関する条例（令和3年条例第10号）第3条第3項及び第5条の規定に基づき、区政策会議の開催に係る基準その他同条例の施行について必要な事項を定める。

(区政策会議の開催に係る基準)

第2条 区政策会議において区長が意見の聴取（以下「意見聴取」という。）をしようとする場合におけるその構成等に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 意見聴取を依頼する者は、10人以上30人以下の範囲内とする。
- (2) 意見聴取を依頼する期間は、2年以内の期間とする。
- (3) 区政策会議の会議（以下単に「会議」という。）は、公開するものとする。ただし、堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）第7条各号に掲げる情報を取り扱う場合その他区長が必要であると認める場合は、この限りでない。
- (4) 区長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成するものとする。

- ア 会議の日時及び場所
- イ 会議に出席した者の氏名
- ウ 会議の内容
- エ その他区長が必要と認める事項

(区政策会議の意見の反映)

第3条 区長は、区政策会議における意見を勘案し、必要があると認めるときは、関係部局の長に対し、適切な措置を講ずるよう求めることができる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、区政策会議の開催に係る基準等について必要な事項は、区長が定める。

附 則 略